

第2章 各国における知的財産権保護の状況に関する調査

II. 営業秘密に関する各国法制度と運用

1. はじめに

我が国企業の研究・生産等の事業活動が益々グローバルに展開される状況にあるところ、営業秘密等の機微な技術情報等の管理は企業活動にとって重要となっている。ところが、我が国企業の事業活動の拡大が今後も想定される中国、ASEAN 及びインドといった国・地域における営業秘密に関する法制度やその運用の実態は我が国において十分に知られているといえず、これらに関する最新の情報は我が国企業の海外展開に際して非常に重要な情報となり得る。

そこで、中国、ASEAN（我が国産業の進出が特に進んでいるといえる等の観点から、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムを選定。）及びインドにおける営業秘密保護に関する法制度及び運用・実態につき、質問票による調査を実施した¹。

調査にかかる具体的な観点には、営業秘密保護に関する法制度の概要／営業秘密の定義／営業秘密侵害に対する救済手段及び例外規定／訴訟における証拠収集手続／営業秘密保持方法／国境措置の有無／営業秘密保護規定の域外適用の可否／営業秘密保護に関する紛争実態（侵害事件数、裁判外での紛争解決手続の有無、訴訟における主な争点など）、及び我が国企業が各国に進出する際の営業秘密保護に関する実務上の留意点、等を含めた。

これらに関して、調査先の各事務所から得られた回答をもとに、①営業秘密保護に関する法制度、及び②営業秘密保護に関する運用、に情報を大別し、以下のとおり整理した。

2. 営業秘密保護に関する各国法制度及び運用状況について

(1) 中国

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

中国においては、営業秘密は反不正当竞争法²第9条において営業秘密の侵害行為が規定されている。

¹ 協力を依頼した法律事務所は、林達劉グループ北京魏啓学法律事務所（中国）、ラジャ・タン法律事務所（ASEAN[フィリピン・タイ・ベトナム・インドネシア]）、カイトン法律事務所（インド）である。調査期間はいずれも平成29年9月～11月。

² 2018年1月1日施行版、以下同じ。

反不正競争法第9条

経営者は以下に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならない。

- (1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を得ること。
- (2) 前項の手段で獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。
- (3) 取り決め又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その保持している営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。

第三者は営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の組織、個人が前項に掲げる違法行為を実施していることを知っている又は知りうる状況下で、他人の営業秘密を獲得、使用、又は開示した場合、営業秘密の侵害とみなされる。

(以下、省略)

反不正競争法は、2017年11月4日に全国人民代表大会常務委員会より改正法が公布され、2018年1月1日に施行された³。営業秘密関連では、監査検査部門及びその職員が調査する際に知りえた営業秘密について、秘密保持義務を有する規定が改正で追加されている（反不正競争法第15条）。

反不正競争法に関する司法解釈には、「最高人民法院の不正競争民事紛争の判断に適用する法律に関する若干問題の司法解釈（2007年）」⁴（以下、「司法解釈（2007）」という。）があり、その他、営業秘密保護に関する部門規章として「国家工商行政管理総局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則（1998年）」⁵等がある⁶。なお、これら部門規章を裁判文書へ引用することについては、「最高人民法院による裁判文書における法律、法規などの規範性法律文書の引用に関する規定」法積（2009年）14号⁷（以下、「司法解釈（2009）」という。）に規定がある。例えば、司法解釈（2009）の第5条⁸によれば、行政裁判文書においては部門規章を判断の根拠として直接に引用できる一方で、同第3条、第4条、第6

³ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_jp.pdf

改正の主要な内容は以下の通り。

- ・総則部分での「経営者」の概念の改正と、法執行機関の権限の明確化。
- ・7種類の不正競争行為の修正と、5種類の不正競争行為と独占行為の削除。
- ・インターネット関連の不正競争行為の追加。
- ・不正競争行為についての法執行機関の監督調査に係る手段の強化と、侵害者の法的責任の加重。

⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20070112-1.pdf

なお、質問票回答によれば、司法解釈（2007）について、前記法改正に伴う改正は予定されていないとのことであった。

⁵ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/19981203.pdf

⁶ その他の営業秘密保護に関わる部門規章として「國務院国有資産監督管理委員会による中央企業営業秘密保護暫行規定」（2010）、「労働と社会保障部弁公庁による労働紛争案件に営業秘密侵害にかかわる問題の書簡」（1997）、「国家工商行政管理総局による営業秘密構成要件に関する問題の返答」（1998）などがある。

⁷ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/sfjs/2009-11/04/content_1525975.htm

⁸ 司法解釈（2009）第5条には「行政裁判文書には、法律、法律解釈、行政法規または司法解釈を引用すべきで、適用すべきである地方法規、自治条例、國務院または國務院が授権した機関により公布した行政法規解釈または行政規章について、直接引用できる。」旨が規定されている。

条⁹によれば、刑事裁判文書または民事裁判文書においては、部門規章を判断の根拠として直接引用できず、しかし必要に応じて裁判の理由説明の根拠にできる旨が規定されている。

(ii) 営業秘密等の定義

営業秘密の定義は、反不正当竞争法第9条に規定されている。

反不正当竞争法第9条

(途中、省略)

営業秘密とは、公衆に知られていない、商業価値があり、かつ、権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報をいう。

前述の法改正前は、商業価値の要件について「権利者に経済利益をもたらすことのできる、実用性を有する」と規定されていたところ、改正により、現在は、営業秘密該当性につき「公衆に知られていない（非公知性）」、「商業価値があり（有用性）」、及び「権利者が秘密保持措置を取った（秘密管理性）」の3要件から構成される¹⁰。それぞれの詳細な判断基準については、司法解釈の第9条¹¹、10条¹²、11条¹³に規定がある。

⁹ 司法解釈（2009）第3条には「刑事裁判文書には、法律、法律解釈または司法解釈を引用すべきである。」旨が、司法解釈（2009）第4条には「民事裁判文書には、法律、法律解釈または司法解釈を引用すべきで、適用すべきである行政法規、地方法規または自治区条例なども直接引用できる。」旨が、司法解釈（2009）第6条には「第3条、第4条、第5条で規定されているもの以外の規範性文書について、案件審理の必要性に応じて、審査してから合法有効であると認定すれば、裁判の理由説明の根拠となることができる。」旨が規定されている。

¹⁰ 質問票回答によれば、この変更は表現をより明確にすることを目的としており、実質的な変更ではない、とのことである。

¹¹ 非公知性の判断基準につき、司法解釈（2007）第9条において、関係情報はその分野の関係人員に広く知られず、かつ容易に取得できない場合には、「公衆に知られていない」と認定すべきであるとしている。なお、次の各号に掲げる状況のいずれに該当する場合には、関係情報は「公衆に知られていない」と認定できない。

①当該情報はその属する技術分野の者又は経済分野の者の一般の常識又は業務慣例である。

②当該情報は製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容だけに係わり、市場において、関係公衆が製品の観察を通じて、直接に取得することができる。

③当該情報はすでに公開出版物又はそのほかのメディアに公開されている。

④当該情報はすでに公開の報告会、展示等で公開されている。

⑤当該情報は別のルートで取得できる。

⑥当該情報はある程度の代価を支払えば容易に取得できる。

¹² 有用性の判断基準につき、司法解釈（2007）第10条において、関係情報が現実的又は潜在的な営業価値があり、権利者に競争上の優位性を発揮させる場合には、「権利者のために経済的利益をもたらす、実用性がある」（法改正後は「商業価値があり」）と認定すべきであるとされる。

¹³ 秘密管理性の判断基準につき、司法解釈（2007）第11条において、権利者が情報漏洩を防止するために講じ、営業価値を守るための具体的な合理的保護措置は、「保護措置」と認定されるべきとある。この点、人民法院は、関連する情報の保管媒体の特性をもとにして、権利者の秘密保護の意思、秘密保護措置の識別可能の程度、他人が正当な方法で取得することの難易度などの要素により、権利者が秘密保護措置を取ったか否かを認定すべきとしている。

なお、次の各号に掲げる行為のいずれに該当する場合は、通常ならば関連情報の漏洩を十分防止できる場合には、権利者が秘密保護の措置をとったものとされる。

①関連秘密情報の知られる範囲を限定し、必要がある従業員のみに対して公開している。

②関連秘密情報の保管媒体に鍵をかけるなどの防備措置を施している。

なお、反不正競争法において行為者として規定されている「経営者」については、「商品の生産、経営、又はサービスの提供に従事する自然人、法人、及び非法人組織をいう。」との定義がある¹⁴（反不正競争法第2条）。

（iii）営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事、刑事、行政のそれぞれの場面で救済がなされる。

それぞれの救済手段における特徴（他の知的財産権侵害に関する救済手続との比較や長所・短所）等に関する情報については、後掲「②（ii）営業秘密侵害における救済手段の特徴」も参照のこと。

（a）民事救済

営業秘密侵害行為の差止め請求については、民法通則第118条による。損害賠償請求については反不正競争法第17条による。

民法通則第118条

公民又は法人の著作権（版權）、専利権、商標権、発見権、発明又はその他の技術がひょう窃、改ざん、盗用等の侵害を受けた場合は、公民又は法人は、侵害の停止、影響の除去又は損害の賠償を請求する権利を有する。

反不正競争法第17条

経営者は本法の規定に違反して他人に損害を与えた場合、民事上の責任を負わなければならない。

経営者の合法的權益が不正競争行為により損害を受けた場合、裁判所に訴訟を提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償金額は、その権利侵害を受けた実際の損害により確定する。実際の損害が計算しにくい場合、侵害者が侵害により獲得した利益で確定する。賠償金額には経営者が権利侵害行為を止めさせるために支出した合理的な費用が含まれなければならない。

経営者が本法の第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害されたことで実際に損害を受けたとき、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定しにくい場合、裁判所は権利侵害の情状に基づき権利者に300万元以下の賠償を与える。

③関連秘密情報の保管媒体に秘密表示をしている。

④関連秘密情報にパスワード又はコードを設けるなどの措置を施している。

⑤関連秘密情報にアクセスできる者と秘密保持契約を締結する。

⑥関連秘密情報にかかわる機器、工場、作業場等の場所への訪問者を制限するまたは訪問者に対し秘密保持を要求する。

⑦情報の秘密性を守るためのそのほかの合理的措置を確保する。

¹⁴ 質問票回答によれば、同規定により、軍隊、警察、人民法院等の国家機関や行政機関は通常、経営者には含まれない、との見解である。

緊急の事態に対しては仮処分申請が可能であり（民事訴訟法第100条及び第101条¹⁵⁾、すなわち、権利者は実際に損失が生じていなくても、損失が生じるおそれがある場合には、担保の提供を前提に保全措置を申請できる。

営業秘密侵害事件の第一審の管轄裁判所は、専利侵害事件と同様に、知識産権法院（北京、上海、広州）と知財専門法廷（蘇州、南京、杭州、寧波、濟南、青島、福州、成都、武漢、合肥の計10カ所）において審理される（「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定」法釈〔2014〕12号 第1条など¹⁶⁾。なお、知財専門法廷の非設置地域では、一般の中級人民法院または基礎人民法院で審理される（司法解釈（2007）第18条¹⁷⁾。その他の手続面については、他の知的財産権侵害事件と同様に民事訴訟手続による。

なお、営業秘密侵害事件の損害賠償額の算定については、専利権侵害における計算方式が参照される（司法解釈（2007）第17条¹⁸⁾。

¹⁵⁾ 民事訴訟法第100条 人民法院は、当事者一方の行為またはほかの原因で、判決の履行が難しくなり、または当事者にほかの損失をもたらす場合、相手当事者の申請により、財産を保全し、ある行為を実施し、またはある行為を禁止することを命じることができる。当事者が申請しない場合、人民法院は必要に応じて、保全措置を取ることを裁定できる。

(2) 人民法院は保全措置を取る場合、申請者に担保を提供するよう要求できる。申請者が担保を提供しない場合、申請を却下することを裁定できる。

(3) 人民法院は、申請を受けた後、状況が緊急である場合、48時間内に裁定を下さなければならない。保全措置を取ることを裁定する場合、直ちに執行すべきである。

民事訴訟法第101条 利害関係者は、状況が緊急で、直ちに保全を申請しなければ補うことができない損害をもたらす恐れがある場合、訴訟または仲裁を提起する前に、保全の財産所在地、被申請者の住所地または案件に対し管轄権を有する人民法院に、保全措置を申請できる。申請者は、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合、申請を却下することを裁定する。

(2) 人民法院は申請を受けた後、48時間内に裁定を下さなければならない。保全措置を取ることを裁定する場合、直ちに執行すべきである。

(3) 申請者は、人民法院が保全措置を取ってから30日以内に訴訟または仲裁を提起しない場合、人民法院は保全を解除すべきである。

¹⁶⁾ 知識産権法院の管轄については、「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定」法釈〔2014〕12号 第1条

知財専門法廷の管轄については、「南京市、蘇州市、武漢市、成都市の中等裁判所内に専門裁判機構を設置し、かつ、一部の多区域の知的財産権事件を管轄することに同意する最高裁判所の返答」（法〔2017〕2号）及び「杭州市、寧波市、合肥市、福州市、濟南市、青島市の中等裁判所内に専門の裁判機構を設置し、かつ、一部の多区域の知的財産権事件を管轄することに同意する返答」（法〔2017〕236号）

¹⁷⁾ 司法解釈（2007）第18条 反不正競争法第5条、第9条、第10条、第14条に規定する不正競争の民事の第一審の案件は、一般的には中級の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は本管轄の実情に基づき、最高人民法院の審査・許可を経て、不正競争の民事事件の第一審の案件を受理するいくつかの基層の人民法院を確定することができ、既に知的財産権の民事案件を審理できると審査・許可された基層の人民法院は、引き続き受理することができる。

¹⁸⁾ 司法解釈（2007）第17条 反不正競争法第10条（法改正後は第9条）に規定する営業秘密を侵害する行為の損害賠償額を確定する場合は、専利権を侵害する損害賠償額を確定する方法を参考にすることができる。反不正競争法第5条、第9条、第14条に規定する不正競争行為の損害賠償額の確定は、登録商標の専利権を侵害する賠償額を確定する方法を参考にすることができる。

権利を侵害する行為によって営業秘密の大衆への開示を招いた場合、当該営業秘密の商業価値に基づいて損害賠償額を確定する。営業秘密の商業価値とは、その研究開発コスト、当該営業秘密の収益、取得可能な利益、競争の優勢を保持することができる期間などの要素に基づき確定する。

刑法第 219 条

次に掲げる営業秘密を侵害する行為の一つに該当し、営業秘密の権利者に対して、重大な損害をもたらす場合、3 年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し、又は単科する。特別重大な結果を齎した場合、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- ① 窃取、利益誘導、脅迫その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得する行為
- ② 前項の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人が使用することを許可する行為
- ③ 約定に違反し、又は営業秘密の保持に関する権利者の要求に違反し、自己が知っている営業秘密を開示し、使用し、又は他人がこれを使用することを許可する行為

前項に掲げる行為を明らかに知り、又は知るべきであるにも拘らず、他人の営業秘密を取得し、使用し、又は開示した場合、営業秘密の侵害として処理する。

本条に言う営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、且つ権利者が秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報を指す。

本条にいう権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密の所有者の許諾を得た営業秘密の使用者を指す。

(b) 刑事救済

刑事罰については、刑法第 219 条に規定がある。

刑事救済の手続には、自訴と公訴の 2 種類があり、自訴については、権利者自らが人民法院に提訴する（刑事訴訟法第 204 条（二）¹⁹、『中華人民共和国刑事訴訟法』の適用に関する最高裁判所の解釈」（法釈〔2012〕21 号）第 1 条（二）²⁰）ことができる。他方で公訴については、権利者が公安機関に告発して、公安機関が調査・立件して検察機関に移送し、検察機関が人民法院に公訴を提出することになる（刑事訴訟法第 108 条第 3 項²¹、同

¹⁹ 刑事訴訟法第 204 条（二） 自訴事件は、次の各号に掲げる事件とする。

（二）被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。

²⁰ 『中華人民共和国刑事訴訟法』の適用に関する最高裁判所の解釈」（法釈〔2012〕21 号）第 1 条（二）7 第 1 条人民法院が直接受理する自訴事件は、次の各号を含む。

（二）人民検察院が公訴を提起しておらず、被害者が証明する証拠を有する軽微な刑事事件。

7.知的財産権侵害事件（刑法分則第三章第七節が定める。但し、社会秩序と国家利益を重大に脅かす場合は、この限りではない。）。

²¹ 刑事訴訟法第 108 条第 3 項 公安機関、人民検察院又は人民法院は、通報、告訴及び告発については、これをすべて受理しなければならない。自己の管轄に属しない事件については、主管機関に移送して処理させるとともに、通報人、告訴人又は告発人に通知しなければならない。自己の管轄に属しない事件であっても、緊急措置を取らなければならないものについては、まず緊急の措置を取り、その後主管機関に移送しなければならない。

法第 172 条²²)。その他の事項については、刑事訴訟手続法による。

(c) 行政救済

行政罰については、反不正競争法第 21 条に規定がある。

反不正競争法第 21 条

経営者が本法第 9 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科す。

前述の法改正により、改正前の「情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料」から上記罰金内容へと変更されている。

行政救済を主管する行政機関は、商標権侵害と同様に現地の工商局である（反不正競争法第 4 条²³）²⁴。このため、行政救済の手続は、商標権侵害の行政摘発と類似する。

(iv) 営業秘密侵害の例外

営業秘密侵害の例外には、例えば、自主研究開発やリバース・エンジニアリングによって営業秘密と同一の情報を獲得する場合等があげられる（司法解釈（2007）第 12 条及び第 13 条²⁵）。

(v) 訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害を含む知的財産権侵害訴訟には、証拠収集に関する以下の規定がある²⁶。

²² 刑事訴訟法第 172 条 人民検察院は、被疑者の犯罪事実が確認され、証拠が確実、十分であり、法により刑事責任を追及しなければならないと認めるときは、起訴の決定を行い、裁判管轄の規定に従って、人民法院に公訴を提起しなければならない。事件の記録資料、証拠を人民法院に送致しなければならない。

²³ 反不正競争法第 4 条 県クラス以上の人民政府の工商行政管理職責を履行する部門は不正競争行為に対し摘発をする。法律、行政法規が他の部門による摘発を規定している場合、当該規定に従う。

²⁴ なお、専利権侵害の主管機関は現地知識産権局（専利法第 60 条）、著作権侵害は現地版權局（著作権法第 48 条）である。

²⁵ 司法解釈（2007）第 12 条 自分で研究開発又はリバース・エンジニアリングなどのルートで獲得した営業秘密は、反不正競争法第 10 条（法改正後は第 9 条）第（1）、（2）項に規定される営業秘密侵害行為には該当しない。リバース・エンジニアリングとは、技術手段を利用して、公的ルートで入手した製品を分解したり、測定したり、解析するなどして、製品の関連技術情報を取得することを指す。当事者が不正の手段で他人の営業秘密を入手した後、リバース・エンジニアリングを理由に自分の行為が合法であると主張する場合、人民法院は支持しない。司法解釈（2007）第 13 条 営業秘密における顧客名簿とは、公知情報と違って、顧客の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容などによって構成された顧客の特別な情報である。多くの顧客の情報が含まれる顧客名簿、及び長期にわたる提携関係を有する特定の顧客などが含まれる。

顧客は従業員個人に対する信頼で、従業員の勤務する会社と取引をする場合、当該従業員が退職後、顧客が自発的に当該従業員または当該従業員の新しい勤め先と取引をすることが証明できれば、不正な手段を採用していなかったと認定すべきである。従業員が元会社と別途約定がある場合は、除外する。

²⁶ 質問票回答によれば、この項目に示す証拠収集等に関する申請が認められるために、①侵害可能性が高いとの初歩証拠を人民法院に提出する、②収集しようとする証拠の所在と内容、本件審理との関係性等を説明する、及び③証拠収集の必要性和合理性を説明する、などが必要であると、回答している。

(a) 書類提出命令

立証責任を負う当事者は、相手方が保有する書証の提出を命じるよう人民法院に対して所定の期間内に申請することができる（中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する最高裁判所の解釈第 112 条、専利権侵害に関しては、最高人民法院による専利権紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈二第 27 条）。

(b) 証拠収集

「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」第 17 条²⁷によれば、営業秘密に関する資料について、当事者は人民法院に証拠収集を申請することができる。当事者が客観的な原因により自ら収集できない証拠、あるいは人民法院が案件審理のために必要な証拠に関しては、人民法院が調査収集することができる（民事訴訟法第 64 条第 2 項²⁸）。

(c) 証拠保全

人民法院は、申請または職権に基づき、適時に確保しなければ滅失する可能性がある証拠、あるいは今後の取得が難しい証拠等に対して、証拠保全を実施できる（民事訴訟法第 81 条²⁹）。

(vi) 訴訟における営業秘密保持について

訴訟において、営業秘密に関する資料が証拠として使用された場合であっても、同資料は公開されない（民事訴訟法第 68 条）³⁰。判決においても、営業秘密に関連する詳細な記載はなされず（同法第 156 条³¹）、インターネット上で公開される判決文においても、営業秘密に関する記載はなされない（インターネット上での裁判文書の公開に関する最高裁判所の規定第 7 条（四）³²）³³。

²⁷ 「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」第 17 条 下記の状況の一つに該当する場合、当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠収集を申請できる。

(一) 取り寄せ・修正を申請する証拠は、国家関係機関より保存され、人民法院が職権により取り寄せる必要がある資料である

(二) 国家秘密、営業秘密、またはプライバシーにかかわる資料；

(三) 当事者またはその訴訟代理人は客観的な原因で自ら収集できないその他の資料

²⁸ 民事訴訟法第 64 条第 2 項 当事者及び訴訟代理人は、客観的な原因で自ら収集できない証拠、または人民法院が案件審理のため必要である証拠に対し、人民法院は、調査収集することができる。

²⁹ 民事訴訟法第 81 条第 1 項 人民法院は、当事者の申請に応じて、又は職責に基づき、適時に確保しなければ滅失する可能性がある証拠、又は今後の取得が難しい証拠などに対し、証拠保全を実施することができる。

³⁰ 民事訴訟法第 68 条 証拠は、法廷において提示し、且つ、当事者が相互に質疑しなければならない。国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる証拠については、秘密を保持しなければならない。法廷において提示する必要がある場合には、公開の法廷で提示してはならない。なお、この点林達劉グループ北京魏啓学法律事務所への調査によれば、営業秘密に関する資料は当事者（弁護士等を含む）には開示されるが、司法実務では、人民法院がこれら当事者に対して秘密保持を命じて情報漏洩を防止する措置を取る、と回答している。

³¹ 民事訴訟法第 156 条 公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧することができる。但し、国家秘密、営業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。

³² インターネット上での裁判文書の公開に関する最高裁判所の規定第 7 条（四） 人民法院は、インターネット上で裁判文書を公開するとき、次に掲げる情報を削除しなければならない。

³³ 質問票回答によれば、当事者は判決の非公開を人民法院に申請でき、人民法院は申請が合理的と判断すれば

(vii) 国境措置

営業秘密侵害物品に対する国境措置については、特段の規定はない³⁴。

(viii) 域外適用

中国人による外国での営業秘密侵害行為の実施、外国人による中国での営業秘密侵害行為の実施、外国人による外国での中国企業に対する営業秘密侵害行為の実施等がなされた場合に該当する規定が刑法に設けられている（第6条～第10条）³⁵。

②営業秘密保護に関する運用

(i) 営業秘密侵害事件の事件数、及び裁判外の紛争解決事例

現地の裁判文書データベースを使用して過去5年分の営業秘密侵害事件の事件数、及び仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例について調査を依頼した³⁶。

(a) 民事事件の事件数

営業秘密侵害に関する民事事件数は263件であった。そのうち、侵害が認定されたのは168件であり、企業の退職者による営業秘密漏洩が問題となったのは220件であった。なお、外国企業を含む外国人に関する件数は3件である。

(b) 刑事事件の事件数

刑事事件数は63件であった。そのうち、有罪となった件数は45件であり、企業の退職者による営業秘密漏洩が問題となったのは31件であった。なお、外国企業を含む外国人に関する件数は4件である。

(c) 行政事件の事件数

行政事件に関するデータは公表されないため、事件数は確認できていない。

(d) 仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例

技術開発・譲渡・ライセンスに関する契約や雇用契約上規定した秘密保持義務の違反に

判決を非公開にする、とのことである。

³⁴ 中国知識産権税関保護条例第2条によれば、商標権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権に対してのみ規定がある。

³⁵ http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/17/content_5004680.htm

なお、質問票回答によれば、実務において外国人（または外国企業）が中国で営業秘密侵害行為を実施し、処罰される事例はいくつか確認されているものの、中国人による外国での営業秘密侵害行為の実施、あるいは外国人（または外国企業）による外国での中国企業に対する営業秘密侵害行為の実施により中国法が適用され中国で処罰される事例は把握されていない、とのことである。

³⁶ 林達劉グループ北京魏啓学法律事務所による調査に依拠。対象期間は、2012年10月20日～2017年10月20日の5年間とした。

については仲裁による紛争解決もある。また訴訟係属中の民法院の調停を利用することも可能である。

仲裁や調停による解決は、紛争内容が公開されないことが多いために具体的な件数を把握しづらいとのことであるが、被告が原告に和解金を支払う形で合意した調停案件が確認されている（(2012) 宁知民初字第 649 号）。

（ii）営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手続に関して、他の知的財産権侵害と比較して、どのような特徴があるかにつき、質問票調査の回答を基にして整理した。

民事・刑事・行政の全ての救済手段に共通することは、営業秘密の非公開性に鑑み、秘密性の判断及び範囲の確定、証拠収集等における立証が容易でない点があげられる。特に、権利者自身による証拠収集は困難であるため、人民法院による証拠保全と証拠収集手続が利用されやすい（方法専利侵害事件と同様）。営業秘密の内容が複雑な技術に関わる場合は、司法鑑定³⁷や技術調査官が活用される。

民事救済、刑事救済及び行政救済それぞれの具体的な特徴は以下のとおり。

（a）民事救済における特徴

民事救済を利用するメリットとしては、訴訟前または訴訟係属中に、人民法院に仮処分³⁸の申請が可能であること、損害賠償請求により損失を補償できること、さらには、実際の被害がなくても、営業秘密の侵害行為を証明できれば救済を受けることができることが挙げられる³⁸。他方で、権利者の侵害事実の立証責任は重く、営業秘密を証拠として提出した場合には、人民法院の秘密保持命令によっても、依然として被告による二次漏洩のリスクは存在している。

（b）刑事救済における特徴

刑事救済の可能な知的財産侵害事件は、営業秘密侵害、専利偽称、商標権侵害（デッドコピー）、著作権侵害（海賊版）に限られている。

公訴による刑事手続が用いられる場合、公安機関は、権利者から提出された初歩的な証拠（営業秘密の内容、侵害の事実等）に基づいて事件の受理可能性を判断する。その際、判断主体である公安機関の警察官は、専門的な研修受講を含め特別な資格を有しているわけではないことから、必要に応じて司法鑑定機関による鑑定を依頼することもある。

また、権利者は、刑事救済のために侵害行為の存在・侵害行為により実際の被害が生じ損害が発生したことを証明しなければならず、この点から事件受理に関するハードルは高いといえる。なお、刑事救済の場合には、損害賠償を請求できず、損失を補填できない。

³⁷ 質問票回答によれば、司法鑑定機関は、司法局より指定した専門鑑定資格を有する機関であり、司法局より認可された鑑定人が関係技術問題及び知財関連の法解釈について専門的な判断を行うことが期待できるとのことである。

³⁸ 米イーライリリー社・イーライリリー（中国）研究開発有限公司と元職員の黄孟煒との間の営業秘密侵害事件（<http://right.worker.cn/169/201311/28/131128083635516.shtml>）等参照

その一方で、刑事救済を用いるメリットとしては、証拠収集の観点から、公安機関の協力が得られることにより当事者の負担が軽減されることが挙げられる。加えて、営業秘密を証拠として提出した場合、当該情報の相手方への開示範囲については、侵害事実認定の根拠となる証拠部分（すでに漏洩した営業秘密）に限定することが可能であるため、民事救済に比べて二次漏洩のリスクは高くはないといえる。

（c）行政救済における特徴

行政救済を用いるメリットとしては、実際の被害が生じていなくても、侵害行為の初歩的な証明をもって救済を受けられる点である。また、証拠収集においても工商局の協力が得られることで当事者の負担が軽減される。なお、営業秘密を証拠として提出した場合における二次漏洩リスクについては、刑事救済と同様である。

他方で、工商局においては、模倣品による商標侵害事件は多く取り扱われるものの、営業秘密侵害事件に関しては実務上不慣れであることから、事件の受理には消極的であるとされている。なお、侵害有無の判断主体である工商局の担当官は、公安機関の警察官と同様、特別な資格を有しているわけではないため、必要に応じて司法鑑定機関による鑑定意見を要請することが可能である。

（iii）訴訟における主な争点について

営業秘密侵害事件の訴訟における争点について、質問票調査の回答を基にして整理した。具体的には「秘密管理性」や「営業秘密該当性」等が主な争点となる。

（a）秘密管理性について

前記「①（ii）営業秘密等の定義」で述べた通り、権利者が秘密保持措置を取ったかどうかの判断基準は、司法解釈（2007）第11条³⁹に規定されている。そして、同条に列記された行為のいずれか一つを満たせば秘密保持措置を取ったと認定される。実務でよく見られる秘密保持措置としては、「秘密表示を付ける」、「営業秘密に接触できる内部従業員または外部関係者との間で秘密保持契約を締結する」、「社内において秘密保持制度、秘密情報取扱方法を構築・整備する」等がある。

（b）営業秘密該当性について

前記「①（ii）営業秘密等の定義」で述べた通り、営業秘密の該当性は、秘密管理性の他に、非公知性及び有用性の3要件から構成される。

非公知性については、例えば、原告が主張した営業秘密の内容に対して、被告から教科書、論文、専門雑誌、專利文献、カタログなどを公知の証拠として提出して、双方の主張と証拠に基づいて、原告の主張する営業秘密の内容がすでに公知のものといえるかが判断される。有用性については、例えば、原告の主張するクライアント名簿が営業秘密に該当するかが、当事者双方の主張と証拠に基づいて判断されることになる。

³⁹ 前掲注13

営業秘密該当性が認められると、以下（c）において説明するとおり、営業秘密への接触があったこと、当該営業秘密への類似性、及び出所についての合理性、が判断される。

（c）接触の有無、情報の類似性、情報の合理的出所の有無について

営業秘密への接触の機会の有無については、例えば被告と原告会社の退職者との間に関係があったかどうかにつき、双方の主張と証拠に基づいて判断される。さらに、問題となる営業秘密の類似性（原告の主張する営業秘密と被告の使用する情報との類似性）は、技術対比等を通じて判断される。また、被告の使用する情報が合理的な出所を有するものか否かに関しては、被告自らが開発したものか、あるいは他の合法的なルートで入手したかどうかについて証拠の提出をもって判断される。

（iv）外国企業が中国に進出する際の実務上の留意点

外国企業が中国に進出する際に、営業秘密侵害事件に関する留意点について、質問票調査の回答を基にして整理した。

（a）営業秘密侵害事件に巻き込まれないために

前述のとおり、営業秘密侵害に係る法律規定としては、反不正当竞争法第9条（営業秘密侵害行為類型）、司法解释（2007）第9条～第17条（侵害認定要件に関する解釈等）、刑法第219条（営業秘密侵害の罰則規定）などがある。従って、日本企業が中国進出する際には、これらの関連規定を十分に把握して必要な対策を講じる必要がある。

また、中国に進出した日本企業が現地従業員との間で労働契約を締結する際には、営業秘密漏洩防止の観点から、「会社の営業秘密に対し、秘密保持義務を有する」旨を同契約に規定しておくべきである（労働契約法第23条⁴⁰）。

（b）訴訟手続における留意点

営業秘密侵害訴訟において、以下に示す外国企業に特有の手続要件は留意すべきである。

- ・営業秘密侵害事件を含む知財関連訴訟では、外国における資料または証拠（委任状、法定代表者の身分証明及び登記簿の謄本等を含む。）については、必ず公証・認証の手続を経なければならない（「民事訴訟における証拠に関する最高裁判所の若干規定」（法釈〔2001〕33号）第11条）。
- ・開廷審理を傍聴するためには、外国当事者は人民法院に事前に申請する必要がある（例えば、北京では、「公民が公開で開廷審理をする事件を傍聴することに関する北京市高級裁判所の規定」）。

⁴⁰ 労働契約法第23条 使用者と労働者は、労働契約の中で使用者の営業秘密保持及び知的財産権に関する秘密保持事項について約定することができる。

秘密保持義務を負う労働者に対して、使用者は労働契約又は秘密保持協議の中で労働者と競業制限条項を約定し、かつ労働契約を終了又は解除した後、競業制限期間内に月極で労働者に支払う経済補償について約定することができる。労働者が競業制限の約定に違反した場合は、約定に基づき使用者に違約金を支払わなければならない。

- ・裁判に関する全ての文書と証拠は中国語でなければならない（「民事訴訟における証拠に関する最高裁判所の若干規定」（法釈〔2001〕33号）第12条）。

（c）営業秘密と周辺事項との関係

（ア）国家秘密と営業秘密の関係について

国家秘密と営業秘密の関係については、以下に整理する。

- ・中国において国家秘密とは、「国家安全と利益と関連し、法定手続きに基づき確定され、一定の期間内に特定範囲の人員に限られる事項を指す。」と定義されている（国家秘密保護法⁴¹及び同法の実施条例⁴²）。
- ・国家秘密及びその秘匿度合の具体的な範囲については、国家秘密保護行政管理部門と外交、公安、国家安全及びその他中央関係機関により規定され、軍事関係の国家秘密及びその秘匿度合の具体的な範囲については、中央軍事委員会より規定される。
- ・従って、国家秘密は、国家機関及び国有企業とは関連するものの、そもそも日本企業を含む外国民間企業の営業秘密が国家秘密とされる可能性は低いといえる。仮に、企業が中国国家秘密と接触する場合には、開示機関または相手企業の要求に応じて秘密を保持しなければならない。また、国家秘密が営業秘密に該当すれば、その国家秘密は反不正競争法で保護を受けることになる。

（イ）医薬品の臨床試験データと営業秘密の関係について

中国国家食品薬品管理監督局（CFDA）に対する医薬品認証に際しては、臨床試験データの保護が認められている。この臨床試験データの保護と反不正競争法による営業秘密保護との関係について、以下に整理する。

- ・臨床試験データは営業秘密としての側面があるため、当該情報の保有者は、対外開示しない限り反不正競争法の保護を受け、営業秘密としても保護される。よって、当該情報の保有者は、当該情報が侵害された場合、反不正競争法に基づき、救済を受けることができる。
- ・一方で、臨床試験データは薬品の安全と効果の認定と密接に関係し、社会公衆の利益とも関連する。CFDAは、医薬品業者と社会公衆の利益のバランスを図るため、臨床試験の基本情報は開示するものの、試験データは公開しない。
- ・また、CFDAに提出される臨床試験データに関して、中華人民共和国薬品管理法実施条例第34条⁴³には、国家は未公開の試験データに対して保護を実施し、いかなる人も未公開のデータを不正にビジネス利用できない、と規定されている。従って、当局及びその従業員により、関連データが不正に利用または漏洩されれば、当局等がその責任を負わなければならない。

以上により、臨床試験データは反不正競争法により営業秘密として保護を受けると共に、中華人民共和国薬品管理法実施条例により未公開の試験データとして保護を受けるこ

⁴¹ http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=313396

⁴² http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=442911

⁴³ <http://www.cjpi.org.cn/zrjyxxwjw/flfg/ypflfg/webinfo/2017/04/1492936747043225.htm>

ともできる。

(v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

中国における営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

中国においては、かつては訴訟における侵害行為の立証が難しいこと、営業秘密の二次漏洩に関する問題があったが、現在は、証拠保全等を通じて権利者の立証責任が軽減され、秘密保持命令等により営業秘密を保護する方向に改善されているとの認識を持っていた。

一方で、ビッグデータの普及や人工知能の発展に伴って、将来的にクライアントリスト等の営業秘密の保護に限界が生じ、救済手段等に関して法制度が後追いになっていることに対する懸念があった。今後は、こうした技術の進歩に対応するために営業秘密保護に関する制度の見直しも十分予想され、法制度の動向を見守る必要がある。

(2) フィリピン

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

フィリピンでは、営業秘密に関する個別の保護法令は有していないものの、知的財産法のほか、各種法令・規則等において保護規定が存在する⁴⁴。

法律・規則等	関連する規定
知的財産法 (共和国法第 8293 号)	第 4 条 1 「知的財産権」は以下から構成される。 (a)著作権と隣接権 (b)商標・サービスマーク (c)地理的表示 (d)意匠 (e)特許 (f)集積回路のレイアウトデザイン (g)非開示情報の保護
改正刑法	第 230 条は、私人の秘密が公務により知られるところとなった場合に、公務員による私人の秘密の暴露を処罰することを規定する。 第 291 条は、職権乱用による情報開示を罰し、以下を規定する。

⁴⁴ フィリピン最高裁判所でも、営業秘密の私的な性質を認識し、所有権としての保護の資格を与えている。William Ollendorf v. Ira Abrahamson 事件 (G.R.No.13228(1918 年 9 月 13 日)) など。

	<p>マネージャー、従業員又は使用人が、その組織の長や雇用者の秘密を、その地位において知り、開示した場合は、禁固及び 500 ペソを超えない罰金が科される。</p> <p>第 292 条は、産業上の秘密の開示を以下の通り罰する。</p> <p>製造・産業施設の責任者、従業員、作業員が、秘密所有者の産業上の秘密を開示することにより損害を生じさせた場合は、矯正のため 6 ヶ月 1 日以上 4 年 2 ヶ月以下の懲役、及び 500 ペソを超えない罰金が科される。</p>
<p>消費者法 (共和国法第 7394 号)</p>	<p>第 40 条(f)は以下を規定する。</p> <p>営業秘密として保護に値する方法又は工程に関する情報について、自らの利益のためにこれを使用する行為、又は消費者法に基づく司法手続に関連する場合に当該部門又は裁判所以外に当該情報を開示する行為は禁止される。</p> <p>第 41 条(a)は以下を規定する。</p> <p>第 40 条の規定のいずれかに違反する者は、有罪判決によって、裁判所の裁量により、1 年以上 5 年以下の懲役若しくは 5 千ペソ以上 1 万ペソ以下の罰金又はその懲役及び罰金の両方が科せられる。法人によって犯罪が行われた場合は、取締役会会長、社長、部長又はパートナー及び／又はその責任者が処罰される。</p>
<p>1997 年国家歳入法 (税法) (共和国法第 8424 号)</p>	<p>第 270 条は、内国歳入局 (BIR) の役人又は従業員が、納税者の事業、収入若しくは不動産に関する情報、製造者若しくは生産者の秘密、運営、流儀、作業、若しくは装置に関する情報、又は納税者の事業に関する秘密情報その他その公務の遂行において得られた知識について、何人に対しても漏らした場合、又は法律によって規定される以外の態様で開示した場合には罰せられる、ことを規定する。</p> <p>第 278 条は不法な手段を用いて営業秘密の漏洩を斡旋する行為を禁止し、以下の罰則を設ける。</p> <p>納税者の事業、収入、相続財産に係る秘密情報、または当該役職員が業務の遂行過程で入手した知識、または不法な情報漏洩を歳入局の役職員に対して斡旋した者、及び所得税申告における収入、利益、損失、支出の情報について公表または出版等その他法律に規定されない手法により開示した者は、2、000 ペソを超えない罰金か、(中略) 6 ヶ月以上 5 年以下の懲役、またはその両方が科される。</p>
<p>証券規制法 (共和国法第 8799 号)</p>	<p>第 66 条 2 項は以下を規定する。</p> <p>本法におけるいかなる規定も、委員会に提出された申請、報</p>

	告、資料における営業秘密や過程についての開示を要求するものと解釈されず、また委員会に対して要求する権限も与えない。
企業再生を管理する暫定規則	第4条第3規則は以下を規定する。 裁判所は、申請または自らの裁量に基づき、債務者に帰属する営業秘密、その他の秘密調査、開発、商業情報の保護を命じることができる。
1990年有毒物質と有害・核廃棄物管理法 (共和国法第6969号)	第12条は以下を規定する。 公衆は、提出された安全データ、環境への排出・放出データを含む、化学物質と混合物に関する記録、報告、情報を入手する権利を持ち、そうした資料は検査や複写のために通常の業務時間内に入手できなければならない。ただし、営業秘密や生産・販売データ、もしくは生産者、処理者、販売者に特有な方法、生産、過程、もしくは生産者、処理者、販売者の競争的な地位に悪影響を与える可能性がある情報は除かれる。環境天然資源局は、化学物質や混合物に被曝した人の医療診断や治療を目的として情報が必要とされる場合、医療研究機関や科学機関に対し、秘密性が主張される情報を公開する。
職業開始フィリピン法 (共和国法第10869号)	第13条(f)は以下を規定する。 職業開始研修生の義務及び責任の一つは、研修の過程における研修生の知識になったいかなる事業又は営業秘密を明らかにしてはならないことである。
1998年下流石油産業規制緩和法 (共和国法第8479号)	第15条(g)は以下を規定する。 この法の下では、エネルギー省の長官は、長官によって得られた公共の利益になるような情報は、随時公表し、議会に報告し、追加の立法勧告を提出し、その報告及び決定を公衆に提供する権限を有する。他方で、この法律は、長官が、そのような情報が秘密に維持され、正式な法執行目的のためにのみ使用されるような法律機関の役人による事前認定に基づき、当該情報を複数の適切な法執行機関の役人ら及び従業者ら又はいかなる法執行機関の役人又は従業者に開示する場合を除き、いかなる個人又は団体から得られ、特権又は秘密であるようないかなる営業秘密、商業的又は財務的情報も公表する権限を有しないと明示的に述べている。
1994年デュアルトレーニングシステム法 (共和国法第7686号)	第11条(f)は以下を規定する。 この法に基づき、研修生は、研修の過程で知った事業又は営業秘密を明らかにしない義務を有する。

<p>フィリピン造船及び船舶修理部門を強化する 2006 年大統領令第 588 号</p>	<p>第 3 条は以下を規定する。 この大統領令は、それぞれの営業秘密を効果的に保護する合理的な雇用政策を採用するために、造船及び船舶修理に従事する正当に登録された企業の権利を認めている。</p>
<p>科学技術省 (DOST) 知的財産庁 (IPO) 共同行政令第 002-10 号、又は、共和国法第 10055 号の実施規則</p>	<p>規則 3(cc)(v)は以下を規定する。 この規則は、「技術移転議定書」で定義された営業秘密及び他の類似秘密情報を管理する方針及び手続を含む。</p> <p>規則 12、第 2 章は以下を規定する。 この規則は、未公開情報の保護は、次の規定によって律せられるべきと規定している：(a) 未公開情報の保護は、制度によって定められたものでなければならない。研究開発機関又は組織 (RDIs) は、未公開情報保護のための仕組みを定めるよう指示されている。(b) RDIs が、何らかの知的財産が未公開情報として保護されるべきであると確信している場合、RDIs は、政府資金調達庁 (GFA) に書面で通知し、GFA は認可を判断する。GFA は、RDIs に対して知的財産保護のために何らかの出願を提出することを義務付けることはできない、及び (c) RDIs は、GFA の要求により、未公開情報として保護される知的財産に関する定期的な報告を継続して提出しなければならない。</p>

(ii) 営業秘密の定義

営業秘密を定義する制定法は存在しないが、*Air Philippines Corporation vs. Pennswell Inc.* 事件⁴⁵等を通じて最高裁判所により「一般に知られておらず、公衆に容易に解明できない状態から経済的な価値を導くもの」と定義されている⁴⁶。

また、知的財産法第 4 条 1 において「非開示情報」は、以下の情報と規定されている（自発的ライセンス許諾に関する規則第 1 部）。

- (1) 全体又はその構成要素の正確な構成及び組立において、問題となる情報の種類は通常扱う関係分野の人間によって、一般に知られていないか、又は容易に入手できない秘密

⁴⁵ G.R.No.172835 (2007 年 12 月 13 日)

⁴⁶ *Air Philippines Corporation vs. Pennswell Inc.* 事件では、営業秘密を具体的に以下のように定義している。

- (1) その所有者と、打ち明けられる必要のある従業員のみならず知られる計画、過程、道具、構造又は複合物
- (2) 特許を受けていないが商業的価値を持つ商品の組合せの中でそれを使用する特定の個人のみならず知られる秘密公式又は過程
- (3)(a) 事業で使用するか又は(b)当該情報を保有しない競争相手に対し優位を得る機会を雇用者に与えるような何らかの公式、様式、装置若しくは情報の編集
- (4) 事業の中で継続的使用が意図されている過程又は装置（例としては機器又は公式だが、価格表、カタログ、特定の顧客リストを含む）。また、*Cocoland Development Corporation v. National Labor Relations Commission* 事件 (G.R.No.9845, July 17, 1996) では、使用者が、技術、方法、数式等が営業秘密であると決定しても、営業秘密にあたるかは、これまで司法で判断された基礎的要件を持つ必要がある、と判示している。

であること

- (2) 秘密であることに商業的価値があること
- (3) 情報を合法的に管理している者によって、その事情の下では、それを秘密にする合理的な措置が講じられていること。

(iii) 営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事・刑事のそれぞれの場面において救済される。

(a) 民事救済

営業秘密の無許可取得又は使用に対して差止め請求ができる（Air Philippines Corporation vs. Pennswell Inc. 事件⁴⁷など）。差止めを得るためには、権利者に「重大かつ回復不能な損害」が必要である（Modified Rules and Regulations on Administrative Complaints, as amended, Rule 5, Section 4(d)／改正行政申立に関する規則第 5 条 4 項(d)。「重大かつ回復不能な損害」については、「実際の、実質的、かつ明白である損害」と定義されている（Power Sites and Signs, Inc. v. United Eon 事件⁴⁸）。

加えて、回復不能な損害の発生を防止するために、本案訴訟の係属中に仮差止め命令／仮制限命令も請求できる（Rules of Court, Rule 58／裁判所規則第 58 条）。この点、最高裁判所は仮差止めに関する以下の要件を示している。（Spouses Ngo, et al., v. Allied Banking Corporation 事件⁴⁹）。

- ・申請人が保護されるべき明確かつ誤りようのない権利、すなわち、実在する権利を有すること、
- ・そのような権利の重要かつ実質的な侵害があること、
- ・申請人に対する回復不能な損害を防止するために、一又は複数の差止め令状を発行する緊急の必要性があること、及び
- ・回復不能な損害の困難を防ぐために、他の通常の迅速かつ適切な救済が存在しないこと。

従って、営業秘密侵害が認められる場合には実際に損害を被っていなくとも、重大かつ回復不能な被害を受ける可能性があることを示せば足りる。

営業秘密の無許可取得又は使用に対しては、損害賠償が請求できる（Fitts v. Kimes Food International, Inc. 事件⁵⁰など）。

(b) 刑事救済

前記「(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要」に記載の表のとおり、改正刑法第 230 条、消費者法第 40 条(f)、消費者法第 41 条、及び税法第 270 条などに営業秘密保護に関連する規定がある。原則として適用の要件として権利者が実際に損害を被っていることまでは必要とされないが、消費者法第 40 条(f)に関しては、消費者法の趣旨に鑑み、実際に権利者に損害が生じている必要がある。消費者法第 41 条は、食品、医薬品、化粧品、及び装置

⁴⁷ 前掲注 46

⁴⁸ G.R.No.163406, November 24, 2009

⁴⁹ G.R.No.177420, October 6, 2010

⁵⁰ IPO Decision No.16-03, February 10, 2016

に関連する営業秘密のみ適用できる。この点、例えば特許侵害であれば、侵害行為の繰返しによってのみ犯罪とみなされるところ（知的財産法第 84 条⁵¹⁾、営業秘密侵害は、このような要件はない。

(iv) 営業秘密侵害の例外

営業秘密侵害の例外について判断を示した最高裁判決は確認されていない⁵²⁾。

(v) 訴訟における証拠収集手続について

証拠収集に関しては、知的財産権事件の手続規則⁵³⁾、及び裁判所規則による⁵⁴⁾。

(vi) 訴訟等における営業秘密保持について

公判前の準備書面に営業秘密を含む場合は、審理の非公開を要請することができる（知的財産権事件の手続規則 6 第 1 項(k)⁵⁵⁾）。最高裁判所及び知的財産庁の決定においては、営業秘密の詳細は公表されないことが確認されているものの（Chavez v. Presidential Commission on Good Government 事件⁵⁶⁾）、裁判所が所定の理由で開示が不可欠と判断した場合には、営業秘密情報の開示を強制することができる（Air Philippine Corporation v. Pennswell, Inc. 事件⁵⁷⁾）。

なお、当事者は、営業秘密に接することができる知的財産庁長官、裁判所裁判官、及び彼らに正当に任命された職員に対して、営業秘密を保護するためのイン・カメラ手続を要求できる（Almonte v. Vasquez 事件⁵⁸⁾）。もっとも、後述する知的財産庁における調停手続では厳格な秘密保持義務が課せられており（改正 2010 年知的財産庁令第 154 号、第 9 項）、知的財産庁における仲裁手続においても、当事者は提出する全ての情報の秘密保持義務を要求できる（2011 年知的財産庁令第 61 号、第 52 項(b)）。

(vii) 国境措置

⁵¹⁾ 知的財産法第 84 条 侵害者に不利な裁判所の判決の確定の後において、侵害者又は侵害者と共謀する者が反復して侵害をする場合は、それらの者は、損害賠償のための民事訴訟の提起に影響することなく当該行為について刑事上の責任を有するものとし、有罪判決に基づいて、裁判所の裁量により、6 月以上 3 年以内の懲役若しくは 100,000 ペソ以上 300,000 ペソ以下の罰金又はその両方に処せられる。本条に規定する刑事訴訟は、罪を犯した日から 3 年で時効とする。

⁵²⁾ 質問調査回答によれば、フィリピン知的財産庁 (IPO) に提出された行政申立てにおいて、IPO は、営業秘密とは異なり特許は独立した発見からも保護を享受できる旨見解を示していることを踏まえると、自主研究開発は営業秘密侵害を構成しないと考えられるとの言及があった。

⁵³⁾ A.M. No. 10-3-10-SC

⁵⁴⁾ 裁判所規則 23 条ないし 28 条によれば、当事者は、文書又は物の提出、又は査察、宣誓供述、当事者に対する質問手続等を裁判所に要請することができるとしている。この点、質問票回答によれば、相手方当事者は当該要請に対して①要求事項が明らかに不適格で重要性を欠くか無関係であること、②秘匿特権があること、③要求が迷惑行為であることのうち、いずれかの要件を満たせば 30 日以内に異議申立てが可能とのことである。

⁵⁵⁾ A.M. No. 10-3-10-SC

⁵⁶⁾ 299 SCRA 744 (1998)

⁵⁷⁾ 前掲注 45

⁵⁸⁾ G.R. No. 95367, May 23, 1995

営業秘密侵害物品に対する国境措置に関する明文規定はない⁵⁹。

(viii) 裁判外の紛争解決手続について

知的財産庁は、代替的紛争解決手続として、調停手続のための手続ルール（改正 2010 年知的財産庁令第 154 号）、及び両当事者の同意を前提にした仲裁手続のための手続ルール（2011 年知的財産庁令第 61 号）を発行している。

(ix) 域外適用

営業秘密保護に関する規定の域外適用については確認されていない。

②営業秘密保護に関する運用

現地の裁判文書データベースを使用して過去 5 年分の営業秘密侵害事件の事件数、及び仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例について調査を依頼した⁶⁰。

(i) 営業秘密侵害事件の事件数

訴訟において、営業秘密が論点にあがった事例のうち、民事事件は 5 件、刑事事件は 0 件であった。5 件の民事事件はいずれも外国人又は外国企業は関係していない。

・ Fitts v. Kimes Food International, Inc. 事件⁶¹

営業秘密の不正使用の申立てに関して、知的財産庁は、営業秘密と特許情報との関係について、営業秘密の商業的価値は非公開情報が秘匿されることにあって、営業秘密の開示は権利行使の可能性を損なうものであるとした。他方で、特許出願には、十分な情報開示が不可欠であることを前提に、特許は発明者に限られた期間、他者が当該発明を実施することを排除する権利を与えることと引き換えに、当該発明に関する詳細かつ実現可能な情

⁵⁹ なお、「ASEAN諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等実態調査報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成 20 年 3 月）によれば、その他の知的財産権侵害品の国境措置については、関税局の税関行政命令 No.6-2002 により、次の侵害物品の輸入が禁じられていることが確認されている。

1) 知的財産法に従い知的財産庁によって登録された商標又は商号を、登録者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。

2) 所轄官庁によって定められた周知の商標を、権利保有者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。

3) 登録されているか否かを問わず、商標を持つ商品との間で、不公正な競争があると司法上決定されたもの。

4) 発表されているか否かを問わず、著作権の存在する作品の複製または類似品を構成するもの。

5) 特許権利者またはその正式な代理人の承諾や同意なくして、知的財産法によって正式に特許を認められた機械、品物、製品、材料の実質的なシミュレーションであると提示するもの。

6) 輸入商品と他者の商品の提携、連携、関連性に関して、誤ったもしくは誤解を招くような記述、シンボル、または混同、誤解、偽装を招く恐れのあるラベル。または、その性質、特性、品質、原産地を不当表示するもの。

⁶⁰ ラジャ・タン法律事務所による調査に依拠。対象期間は、2012 年 10 月 20 日～2017 年 10 月 20 日の 5 年間とした。

⁶¹ 前掲注 50

報を開示することを要求するものであることを述べた。

その上で、本件のように特許出願に含まれる情報の中に営業秘密が存在する場合には、営業秘密の侵害行為は成立しないとしてその申立てを却下した。

・ *Philippine Associated Smelting and Refining Corporation v. Lim* 事件⁶²

株主の監査請求に対する仮差止の申立てに関して、最高裁判所は、営業秘密やその他の知的財産権の保護の観点から、当該監査請求が企業の法的権利を侵害するものであることを立証した場合において認められる旨を判示した。本件監査請求に関しては、悪意に基づく証拠はなく企業がその立証責任を果たせなかったために、差止申立ては認められなかった。

・ *Century Properties, Inc. v. Babiano* 事件⁶³

雇用契約における非関与条項の有効性に関して、従業員の雇用中及び退職直後における競合他社への移籍には営業秘密の漏洩のおそれがあるとして、最高裁判所は雇用契約における非関与条項の有効性を支持した。その上で、従業員たる Babiano への報酬の未払いは正当化されると判示した。

・ *Willaware Products Corporation v. Jesichris Manufacturing Corporation* 事件⁶⁴

被上訴人は、上訴人が自社のプラスチック製の自動車部品と同様の製品を製造、流通及び販売したことは不正競争にあたるとして、差止・損害賠償請求をした。被上訴人は、両者の事務所の物理的な近さ、被上訴人の従業員の一部が上訴人会社に移籍したという事実から、上訴人が被上訴人の製品、特にプラスチック製自動車部品に関する営業秘密を取得したと主張した。

最高裁判所は、民法第 28 条に基づく「不正競争」には、競合他社の営業秘密を利用する行為を含むと位置付けたうえで、競争を「不公平」と判断するためには、当該競争が (1) 競合他社又は営業の競争相手に対する損害に関係し、(2) 「良心に反して」、「司法の精神に反して」行われたこと、又は「不法な行為に関係する」ことが必要であるとした。これらの要件には、暴力、脅迫、詐欺、策謀又はその他の不当、暴虐的若しくは高圧的な方法によるものを含むとした。

本件においては、第一に、両当事者が競合他社又は営業競争相手であり、上訴人はプラスチック製自動車部品の製造をしていること、第二に、上訴人が被上訴人の元従業員を勧誘・転籍させて雇用し、意図的に被上訴人の営業秘密を知得のうえで製品を模倣し、被上訴人の顧客にその製品を販売していたことを認め、そのような行為は明らかに「良心に反した」不正競争行為に該当すると判断した。

⁶² G.R. No. 172948, October 5, 2016.

⁶³ G.R. No. 220978, July 5, 2016.

⁶⁴ G.R. No. 195549, September 3, 2014.

・ *Dipad v. Spouses Olivan* 事件⁶⁵

所得税申告の機密性に関して、最高裁判所は、税法第 270 条は、フィリピン国内歳入庁 (BIR) の従業者が納税者の営業秘密を漏洩することを禁止する規定であると述べた。ただし、その例外として「長官によってなされた可能性がある申告及びその修正の内容は、長官の事務局に提出されなければならない、これは公的記録を構成し、公開されなければならない」(税法第 71 条) ことにも言及した。

(ii) 民事救済における主な争点について

営業秘密侵害事件における主な争点は、「営業秘密性」である。例えば、ある技術について、公衆が容易に入手でき、あるいは特許出願されてその主題が公表されている場合には、当該情報は、営業秘密ではないと裁判所や知的財産庁では判断されている (*Cocoland Development Corporation v. NLRC* 事件⁶⁶、*Fitts v. Kimes Food International, Inc.* 事件⁶⁷など)。

(iii) 外国企業がフィリピンに進出する際の実務上の留意点

外国企業がフィリピンに進出する際、企業の営業秘密を保護するための留意点について、調査回答によれば、従業員との雇用契約において、非親交条項、及び非競合条項又は非関与条項を設けることが有効であり、その有効性はフィリピン最高裁判所でも支持されているとのことであった。

(a) 非親交条項

特定の条件において従業者を異動もしくは解雇できる規定である。同条項の有効性を支持した最高裁判決を以下に示す。

・ *Duncan Association of Detailman-PTGWO v. Glaxo Wellcome Philippines, Inc.* 事件⁶⁸

最高裁判所は、企業は、自社の従業員と競合他社の従業員との関係において、現在または将来的に利害相反が生じる場合には、自社の従業員を別の部署に異動あるいは解雇することを認める、雇用契約における非親交条項の有効性を支持した。企業は、営業秘密、製造方式、マーケティング戦略、及びその他の機密情報を競合他社から守る権利があり、競合他社の従業員との個人的関係または婚姻関係を禁ずることは、このような関係性によって会社の利益が損なわれる可能性がある状況の下では合理的であると判断した。

(b) 非競合条項又は非関与条項

退職直後の競合他社への転職を禁止する規定である。同条項の有効性を支持した最高裁判決を以下に示す。

⁶⁵ G.R. No. 168771, July 25, 2012.

⁶⁶ G.R. No. 98458, July 17, 1996.

⁶⁷ 前掲注 50

⁶⁸ G.R. No. 162994, September 17, 2004.

・ Century Properties, Inc. v. Babiano 事件⁶⁹

雇用契約における非競合条項に関して、最高裁判所は、競争の激しい市場における営業秘密保持の観点から、自社の従業員の雇用中あるいは雇用直後における競合他社への自由な移籍を許可しない非競合条項は合理的であると判示した。

・ Tiu v. Platinum Plans Philippines, Inc. 事件⁷⁰

雇用契約における非関与条項に関して、最高裁は、競争の激しい市場における営業秘密保護の観点からは、特にシニア・アシスタント、ヴァイス・プレジデント及び地域運営責任者等が退職直後に競合他社に従事することに懸念を示し、非関与条項に時間・取引・場所に関する合理的な制限が示されている限りにおいては、当該条項は取引を抑制するからといって必ずしも無効にはならないと判断した。

(iv) 営業秘密保護制度に対する国内的評価

フィリピンにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

フィリピンにおいては、裁判例こそ多くないものの、営業秘密の国内的保護は図られているという認識であった。また、特徴的な事項として、憲法上、国民は国民の関心の高い情報について国家に対し情報開示請求を行う権利を有していることが挙げられるが、対象となる情報に営業秘密が含まれている案件は未だ無いとのことである。

(3) インドネシア

① 営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

営業秘密法（営業秘密に関する 2000 年 12 月 20 日付け法律第 30 号）で保護される。その他、刑法⁷¹や競争法⁷²においても営業秘密保護に関連する規定がある。

(ii) 営業秘密の定義

⁶⁹ 前掲注 63

⁷⁰ G.R. No. 163512, February 28, 2007.

⁷¹ 刑法第 322 条 その現在若しくは先の事務所又は職業のいずれかの理由で、秘密を保持する義務を負っている秘密を故意に暴露する何人も、最長 9 か月の懲役（収監）又は最高 600 ルピアの罰金の対象となる。

刑法第 323 条 その者が雇用されている又はかつて雇用されており、その秘密が課されている、商業、工業、又は農業の企業の詳細を故意に暴露する何人も、最長 9 か月の懲役又は最高 600 ルピアの罰金の対象となる。

⁷² 競争法第 23 条 起業家は、会社の秘密に分類されている彼らの競合相手の事業活動の情報を得るために他の当事者と共謀し、それによって不公正な事業競争を生じることが禁止されている。

競争法第 38 条第 3 項 事業競争管理委員会は、起業家から取得された会社の秘密として分類されている情報の秘密性を保持することが義務付けられている。

営業秘密法第1条第1項において定義されている。

営業秘密法第1条

営業秘密とは、一般に公表されていない技術又は事業分野での情報で、事業分野において利用でき経済的価値を持つものであって、営業秘密の所有者によって秘密が守られているものをいう。

保護範囲等については同法第2条、第3条において規定がある。

営業秘密法第2条

営業秘密の保護の範囲は、技術及び／又は事業の分野における、経済的価値を有し、一般に公衆に知られていない、生産の方法、処理方法（調製）、販売方法、又は他の情報を含まなければならない。

第3条

その情報が秘密であり、経済的価値を有し、かつ必要な努力により秘密が維持される場合には営業秘密は保護を受ける。

第2項 情報は、特定の当事者によってのみ知られているか、又は一般的に公衆によって知られていない場合、秘密情報とみなされる。

第3項 情報の秘密性が商業的活動又は事業活動を遂行するために使用され得るか、又は経済的に利益を改善することができる場合、情報は経済的価値を有するとみなされる。

第4項 情報の秘密性は、所有者又は情報を管理する当事者が必要かつ適切な努力を追求していた場合に、維持されているとみなされる。

営業秘密の所有者が営業秘密侵害に対して民事救済や刑事救済を求める場合には、所有する情報／方法が、営業秘密法第2条で規定する営業秘密の保護範囲に含まれること、及び同法第3条に規定する①秘密である、②経済的価値を有する、及び③秘密性が維持されている、の3つの要件を満たすことを立証する必要がある。

(iii) 営業秘密ライセンス契約の登録

営業秘密に関するライセンス契約については、同法第8条及び第9条において規定があり、インドネシア知的財産総局（DGIP）に届出をして登録するものとされる。

営業秘密法第8条

ライセンス契約は、法定の手数料の支払により、総局に登録される。

第2項 ライセンス契約が総局において登録されない場合、当該ライセンス契約は、第三者に対して法的効力を有さない。

第3項 第1項で言及されたライセンス契約は、営業秘密の公報で公表される。

第9条 ライセンス契約は、インドネシア経済に損失を与える結果をもたらし得る規定を含むものであってはならず、又は現行法の下で制限されている、不公正な競争をもたらす規定を含むものであってはならない。

第2項 第1項にいう規定を含むライセンス契約の登録請求は、総局により拒絶されなければならない。

第3項 ライセンス契約の要件及び手順に関する規定は、大統領令により更に規制されるものとする。

営業秘密に関するライセンス契約は、その情報が DGIP に登録され、公報で公開されることになる。もっとも、営業秘密の詳細については登録する必要はなく、管理上の情報のみで足りることとされている。また、営業秘密法第9条第3項に基づき、営業秘密ライセンス契約の登録に関する実施規則を定めるとされているが、このような実施規則は制定されておらず、実際の運用については不透明であるとのことである⁷³。

(iv) 営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は民事・刑事の双方で救済が可能である。

なお、各救済手段における特徴等に関する情報については、後掲「② (ii) 営業秘密侵害における救済手段の特徴」も参照のこと。

(a) 民事救済

営業秘密法第11条第1項によれば、所有者は、営業秘密の無許可使用又は無許可開示に

⁷³ 質問票回答によれば、実施規則が制定されていないため、

・数件の営業秘密ライセンス契約が DGIP に届出されているが、いずれも処理されていない、
・営業秘密公報（営業秘密法第8条第3項）にどのような営業秘密の管理上のデータが掲載されるか確認できない、との回答であった。

対して差止め請求⁷⁴、及び損害賠償請求ができる⁷⁵。

営業秘密法第 11 条

営業秘密の権利所有者又は被実施許諾者は、4 条に述べられている行為を故意及び権利なくした何人に対しても、以下の形態で訴訟を提起することができる。

- a. 損害賠償請求を提起する、そして
- b. 4 条に述べられている全ての行為を中止する。

営業秘密法第 4 条 営業秘密の所有者は以下の権利を有する。

- a. その営業秘密を個人的に使用する、
- b. 実施許諾を付与し、又はその営業秘密を他の当事者が使用することを禁止し、又は商業目的で第三者にその営業秘密を開示すること。

(b) 刑事救済

営業秘密法第 17 条によれば、所有者は、刑事罰を求めて告訴できる⁷⁶。

営業秘密法第 17 条

故意に権利なく他人の営業秘密を使用する行為、又は第 13 条⁷⁷又は第 14 条⁷⁸に定める行為をした者は、最長 2 年の懲役及び／又は最高 3 億ルピアの罰金が科される。

なお、罰則内容に関して、特許権侵害や商標権侵害の場合、その侵害が健康又は環境問題、又は人の死に帰結する場合には通常の刑事罰よりも重い懲役及び／又は罰金が科せら

⁷⁴ 営業秘密侵害行為の差止めに関しては、質問票回答によれば、民事訴訟法において、営業秘密侵害のおそれがある被害の発生を予防するための措置として、営業秘密の所有者は、第三者による被疑侵害行為を一時的に停止して、損害（潜在的な損害含む）を最小限に抑えるために、仮差止め命令の申請を裁判所に提出できる、との回答があった。

⁷⁵ 特許権侵害では損害賠償請求、商標権侵害では差止め請求と損害賠償請求ができる（特許法第 143 条第 1 項、商標法第 83 条第 1 項）。

⁷⁶ 質問票回答によれば、営業秘密侵害の刑事手続は以下の手順で進められる。なお、特許権侵害も商標権侵害も刑事告訴は警察署になされる。

- ・営業秘密の所有者は、営業秘密の被疑侵害について告訴状を警察署に提出する。
- ・告訴を受け、捜査官又は公務員捜査官は捜査を開始する。
- ・捜査官等は捜査の結果を検察官に提示する。
- ・検察官は起訴状を発行し、裁判所に送達する。

なお、特許権侵害の刑事罰は最長 4 年の懲役及び／又は最高 10 億ルピアの罰金で、商標権侵害（全体類似）の刑事罰は最長 5 年の懲役及び／又は最高 20 億ルピアの罰金である（特許法第 161 条、商標法第 100 条第 1 項）。

⁷⁷ 営業秘密法第 13 条 故意に営業秘密を開示する行為のほか、契約や当該営業秘密を守るための書面、又は書面によらない義務に違反する行為も、営業秘密の侵害となる。

⁷⁸ 営業秘密法第 14 条 法令に違反し又は不当に営業秘密を入手し又は管理する行為は、営業秘密の侵害とみなされる。

れるが（特許法第 163 条第 1 項⁷⁹、同条第 2 項⁸⁰、商標法第 100 条第 3 項⁸¹）、営業秘密侵害にはこのような厳罰規定はない。

また、捜査権限に関して、特許権侵害や商標権侵害事件の場合、捜査官には関連機関への援助要請や捜査手続中断の権限があるが（特許法第 159 条第 2 項(h)⁸²、同項(i)⁸³、商標法第 99 条第 2 項(h)⁸⁴、同項(i)⁸⁵）、営業秘密法においてはそのような権限について規定はない。

(v) 営業秘密侵害の例外

営業秘密法第 15 条によれば、営業秘密侵害の例外として、関連製品をさらに開発するために行うリバース・エンジニアリング等があげられる。

営業秘密法第 15 条

以下の場合には営業秘密の侵害とはみなされない。

- a. 営業秘密の開示又は使用が、国民の治安防衛、健康又は安全の利益に基づいている。
- b. 他人の営業秘密の使用によって製造された製品のリバース・エンジニアリングが関連製品をさらに開発するためにのみ行われる。

(vi) 訴訟における証拠収集手続について

裁判所での証拠収集に関して、民事事件では、(a) 書面による証拠、(b) 証人によって提示される証拠、(c) 推論、(d) 告白、(e) 宣誓を証拠として認めている（民法第 1866 条）。また、電子情報／文書も証拠として認められている（EITI 法第 5 条第 1 項⁸⁶）。

また、刑事事件では、(a) 証人の証言、(b) 専門家による情報、(c) 書簡、(d) 表示、(e) 被告の陳述を証拠として認めている（刑事訴訟法第 184 条）。

(vii) 訴訟における営業秘密保持について

当事者は、秘密情報の公表を避けるために、裁判官に対して裁判手続の非公開を請求で

⁷⁹ 特許法第 163 条第 1 項 健康又は環境問題に帰結する特許権侵害に対して、最長 7 年の懲役及び／又は最高 20 億ルピアの罰金が科せられる。

⁸⁰ 特許法第 163 条第 2 項 人の死に帰結する特許権侵害に対して、最長 10 年の懲役及び／又は最高 35 億ルピアの罰金が科せられる。

⁸¹ 商標法第 10 条第 3 項 健康、環境問題、又は人の死に帰結する商標権侵害に対して、最長 10 年の懲役及び／又は最高 50 億ルピアの罰金が科せられる。

⁸² 特許法第 159 条第 2 項(h) 捜査官は、特許の刑事犯罪容疑者に対する、逮捕、勾留、手配書の作成、及び予防の遂行において、関連機関に援助を要請する、権限を有する。

⁸³ 特許法第 159 条第 2 項(i) 捜査官は、特許の刑事犯罪に対する十分な証拠がない場合は、捜査手続を中断する、権限を有する。

⁸⁴ 商標法第 99 条第 2 項(h) 捜査官は、商標の刑事犯罪容疑者に対する、逮捕、勾留、手配書の作成、及び予防の遂行において、関連機関に援助を要請する、権限を有する。

⁸⁵ 商標法第 99 条第 2 項(i) 捜査官は、商標の刑事犯罪に対する十分な証拠がない場合は、捜査手続を中断する、権限を有する。

⁸⁶ Law No. 11 of 2008 regarding Electronic Information and Transactions Indonesia

き、裁判官は、当事者の請求により裁判手続の非公開を命じることができる（営業秘密法第18条⁸⁷⁾）。

判決の公表については、開示によって知的財産の保護又は不健全な事業競争からの保護が妨げられる場合を除いて、全ての公的機関は全ての公的情報申請人に対して公的情報提供の義務がある（公的情報法第17条(b)⁸⁸⁾）。実際にどの判決を公表するかは、情報管理及び文書管理職員としての裁判所書記官にその権限が与えられている⁸⁹⁾（最高裁判所決議No.1-144の付属書1第D部6）。

(viii) 国境措置

営業秘密侵害物品に対する国境措置に関する明文規定はない。なお、商標権と著作権の侵害物品に関しては、国境措置に関する規定がある（1995年関税法第54条⁹⁰⁾、及び第62条⁹¹⁾）。

(ix) 域外適用

域外適用に関する規定は確認されていない。

②営業秘密保護に関する運用

(i) 営業秘密侵害事件の事件数

現地の法律事務所にて、インドネシア商事裁判所データベースを使用した過去5年分の営業秘密侵害事件（民事事件、刑事事件）の事件数、及びBANI（Indonesia National Board of Arbitration）仲裁センターでの検索による仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例⁹²⁾、について調査を依頼した。

(a) 民事事件の事件数

事件数は2件（1件は控訴中）である。いずれも国内企業を当事者とする事案であり侵害が認められている。

⁸⁷⁾ 営業秘密法第18条 刑事事件又は民事事件のいずれかにおいて、両当事者の請求により、裁判官は聴聞が私的に行われることを命令することができる。

⁸⁸⁾ 公的情報法第17条(b) 全ての公共機関（司法委員会を含む）は、次の場合を除き、全ての公的情報申請人のために公的情報を入手するための接点を開くよう義務付けられている。

（中略）

公的情報申請者に開示して、提供すると、知的財産の権利の保護及び不健全な事業競争からの保護が妨げられる可能性がある公的情報。

⁸⁹⁾ ラジャ・タン法律事務所が中央ジャカルタ地方裁判所に対して実施した調査によれば、裁判所書記官は、裁判手続が非公開で行われた裁判の判決は公表しない、との情報を得た。

⁹⁰⁾ 関税法第54条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

⁹¹⁾ 関税法第62条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

⁹²⁾ 営業秘密法第12条 当事者達は当該紛争を仲裁又は代替的紛争解決方法により解決を図ることができる。

・ No.29/PDT.G/2014/PN.Jkt.Tim (2014年12月17日付地方裁判所判決)

被告は、原告会社と被告の間で締結された契約により、営業秘密保護のために、辞職日後2年間同種の事業の会社に従事することが禁じられていたにもかかわらず、原告会社の辞職後、同様の事業を行う会社 (PT Colorobbia Indonesia) で働いていた。裁判所は、これらの事実に対する証拠を勘案の上、被告が当該契約に違反したことを認めた。

・ No.54/PDT.G/2017/PN.Jkt.Tim (2017年9月12日付け地方裁判所判決)

原告は、原告会社を辞職後に被告とその友人らによって設立された会社 (PT Polka Jelita Indonesia) は、原告の製品と同様の製品を生産しているところ、原告会社と被告がかつて締結した非開示契約によれば、被告は辞職日の2年以内に類似の事業科目を有する会社に入社することが制限されており、本件においては、被告がこれに違反したと主張された。

裁判所は、「原告の証拠に基づくと、被告とその友人は、原告の製品、すなわち化粧品と類似した製品を生産する会社 (PT Polka Jelita Indonesia) を設立した。当該会社は、非開示契約2条2.4項により制限された辞職後2年の期間内に設立されている。」ことを認め、「したがって、被告が、非開示契約の両当事者によって合意された義務に明らかに違反しており、5億ルピアの罰金が科される。」と判断した。現在、被告は控訴している。

(b) 刑事事件の事件数

事件数は2件である。いずれも外国人 (又は外国企業) は関係しておらず、侵害が認められている。

・ No.332K/PID.SUS/2013 (2015年6月16日付け商事裁判所判決)

被告会社が、自社の従業員に対して、かつて CV Bintang Harapan で働いていた経験に基づいて、フライパン及びコーヒー・グラインダーを製造するように指示したことについて、裁判所は、被告によって雇用されていた、営業秘密所有者の元従業員によって与えられた情報の性格は、同所有者の生産、加工、マーケティング、及び販売の方法に関連しているため、営業秘密に該当するといえ、営業秘密所有者の許可なく行われた行為は、営業秘密法第17条第1項の要素を満たし、侵害が成立すると判断した。

・ No.783/PID.SUS/2008 (2009年1月7日付け商事裁判所判決)

会社の入札文書情報を競合相手企業に開示した結果、当該競争相手がその調達入札の落札者となった件について、裁判所は「控訴申立人/被告の申立理由は容認されず、原告の主張を認めた地裁の判決には誤りはなく、控訴申立人/被告は、その会社の入札文書情報を競争相手である PT Envico へ開示したことによって、控訴被申立人/原告の会社は調達入札を達成することができなかった。」ことを認めた。

(c) 裁判外の紛争解決事例

営業秘密事件の仲裁の内容は非公開であるため、BANI 仲裁センターで解決された営業秘密侵害の事例は確認できなかった。

(ii) 営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手段の長所・短所といった特徴について、ラジャ・タン法律事務所への質問票調査の回答を基にして整理した。

(a) 民事救済における特徴

営業秘密の保有者は、その損害が有形か無形かにかかわらず賠償を求めることができる。他方で、損害賠償額について具体的な算定方法に関する規律はなく、民法第1372条第2項で、「損害賠償の請求は、両当事者の状況及び能力並びに特定の事情に基づいて評価される」旨が規定されているのみである。

(b) 刑事救済における特徴

刑事救済を活用することで、営業秘密の所有者は、刑事告訴を取り下げを条件に、和解交渉においてより優位な立場を得ることができる場合がある。他方で、裁判官が刑事手続において無罪と判断した場合には、虚偽報告を理由に営業秘密の所有者が被疑侵害者から反訴される可能性もあることに留意が必要である。

(iii) 訴訟における主な争点について

営業秘密侵害事件の訴訟における争点について質問票調査の回答を基にして整理した。訴訟においては、主に営業秘密該当性、情報の類似性が問題となる。

(a) 営業秘密の該当性（ボイラー機械の製造方法事件⁹³など）。

「所有者が所有する情報／方法が保護に値する営業秘密に該当するか」の判断については、所有する情報等が、営業秘密法第2条に規定された営業秘密の保護範囲に含まれるか、さらに、営業秘密法第3条に規定された①秘密であること、②経済的価値を有すること、③秘密性が維持されていること、の3つの要件を満たすかどうかを検討される。

(b) 情報等の類似性（ルンピア（春巻き）レシピ事件⁹⁴、ソト（スープ）レシピ事件⁹⁵など）

⁹³ No.280/PDT.G/2008/PN.Bks. (2015年7月15日・地方裁判所判決)

営業秘密の範囲に関して、当該情報が技術分野にかかる情報であり・秘密であり・公衆に知られておらず・経済的価値があることについて、原告がこれらの要件を満たしたことを立証し、営業秘密の侵害が認められた事例である。

⁹⁴ No.2535/K/PDT/2016 (2016年12月8日・商事裁判所判決)

Lumpia レシピの企業秘密又は所有権に関して、秘密情報を無許諾使用していたかどうかにつき、原告と被告の製造・処理・販売方法の類似性に関して十分な立証をできなかったため訴訟が却下された事例である。

⁹⁵ No.14/PDT.G/2013/PN-Lsm (2014年4月22日・地方裁判所判決)

Soto レシピの無許諾使用に関して、模倣性判断を複数の証人によれば、原告のスープの方が被告のスープよりもより美味であることをもって、調味料が異なると判断されレシピの模倣は無かったと認定された事例である。

営業秘密該当性が認められたうえで、営業秘密の所有者は、営業秘密の無許諾使用について証拠を提出する必要がある。「所有者が所有する情報／方法が他方当事者が使用する情報／方法と類似するか」について、所有者がその類似性を証明できず、訴訟が却下された事例も多数存在している。

(iv) 外国企業がインドネシアに進出する際の実務上の留意点

外国企業がインドネシアに進出する際の留意点について、質問票調査の回答を基にして整理した。

(a) 営業秘密侵害事件に巻き込まれないための行為

(ア) 営業秘密侵害の予防行為

営業秘密法第3条第1項に従い営業秘密として保護を受けるためには、以下のとおり営業秘密保護のための内部規律を策定することが必要である。

「・・・例えば、会社において、他の場所で適用可能な一般的な実務に基づく基本的手続きがあり、及び／又はそのような会社の内部規定に含まれていなければならない。」

(イ) 非開示契約の締結

現地従業員又は事業相手に対しては、非開示契約を締結すること。

(b) 紛争が生じた場合の留意点

(ア) 訴訟手続

訴訟においては、外国企業に特有の手続要件があることに留意すべきである。

・裁判官に提示されるインドネシア国外からの証拠文書は、当該国のインドネシア領事館での認証が必要である。その手続には、通常3～4週間を要する。

・外国語を使用している文書は、宣誓した翻訳者によるインドネシア語への翻訳が必要である。翻訳手続は、文書数にもよるが通常1～2週間ほど要する。

(イ) 仲裁等の代替的紛争解決手段の選択

非公開で任意に仲裁人を選任できる仲裁制度を選択するのは有効である（営業秘密法第12条⁹⁶）。なお、仲裁判断（国内仲裁又は国際仲裁）の執行は、ジャカルタ中部地方裁判所の裁判長からの命令を受けてなされる。

(v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

インドネシアにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

主に、営業秘密ライセンス契約の登録に関する実施規則の制定、損害賠償額算定に關す

⁹⁶ 前掲注 92

る規則の制定、で改善すべき点があると評価していた。すなわち、営業秘密ライセンス契約の登録に関しては、その実施規則がないために現在は実施されていないことについて、営業秘密ライセンス契約の登録の重要な法的帰結（第三者に対する法的効力：営業秘密法第8条第2項）を考慮すると、その実施規則は早急に制定される必要がある。また、損害賠償の算定についても、損害賠償にかかる評価規則を制定することによって、裁判官の主観を排除する必要があるとの認識を有していた。

（4）タイ

①営業秘密保護に関する法制度

（i）営業秘密保護に関する法制度の概要

タイでは営業秘密保護の主要な法規として2002年に制定された営業秘密法（B.E.2545）は、2015年に営業秘密法（B.E.2558）として改正⁹⁷されている。

その他、特定分野における営業秘密保護に関する規則としては、以下のものがある。

- ・営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生省の規則（B.E.2550）
- ・農薬関連の営業秘密管理に関する農業省の規則（B.E.2547）
- ・農薬を営業秘密として登録するための基準等に関する農業省の規則（B.E.2547）

これら規則は、いかなる種類の情報又は研究が営業秘密とみなされるか、及び、それをどのように登録するかについて定めている。

（ii）営業秘密の定義

営業秘密法第3条において定義がある。

営業秘密法第3条

この法律において「営業秘密」とは、まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であることを意味する。（以下、省略）

営業秘密とみなされるためには、以下の三つの要件を満たす必要がある。

- ・まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であること。
- ・機密であることにより商業価値をもたらす情報であること。

⁹⁷ 営業秘密法（B.E.2558）の改正理由として、これまでの内容が、営業秘密委員の任命とその任務遂行に対して障害となっていたことが挙げられる。更には、営業秘密を保護管理する職位・任務にある者と、営業秘密を自ら得た者、そしてこの法律に基づいて任務上知り得た事実を開示した者のそれぞれに対する罰則規定が現在の状況にそぐわない状態になったためであると述べられている。

・営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であること。

なお、3つ目の要件「営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している」ことに関しての判断基準や裁判例等については、後掲「②（ii）訴訟における主な争点について」を参照のこと。

（iii）営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事及び刑事の場面で救済がなされる⁹⁸。

なお、各救済手段における特徴等に関する情報については、後掲「②（i）営業秘密侵害における救済手段の特徴」も参照のこと。

（a）民事救済

営業秘密の管理者は、営業秘密侵害（侵害のおそれも含む。）に対しては、恒久的または仮の差止め請求、及び損害賠償請求ができる（営業秘密法第8条）。すなわち、管理者は実際に損害が生じている場合だけでなく、損害が発生していなくても、侵害行為又は侵害のおそれがあることを示す明確な証拠があれば、仮差止めを請求して損害の発生を未然に防ぐことができる。

営業秘密法第8条

ある者が営業秘密権を侵害している、又は侵害に当たる行為をしようとしているという明確な証拠がある場合、当該営業秘密の管理者は次に掲げる権利を有する。

- （1）裁判所に対して、当該営業秘密権の侵害の仮差止め又は中止を侵害者に命ずるよう、請求することができる。及び
- （2）裁判所に対して、侵害者による営業秘密権の侵害を永久的に禁止するよう訴えることができ、かつ侵害者に補償金を請求する訴えを起こすことができる。

なお、（1）における権利は（2）における訴訟提起の前に行使できる。

また、損害賠償額の算定については以下のとおり三つの方法（①実際の損害額、②①による算定ができない場合に裁判所が合理的とみなす金額、③悪意ある場合には①又は②に加えて懲罰的保証（①又は②の損害賠償額の二倍を限度）が規定されている（営業秘密法第13条）。

⁹⁸ タイにおける営業秘密侵害事件の事態を把握するために、ラジャ・タン法律事務所が裁判所に対して当該事件の事件数等の開示を請求したものの、統計情報の開示は首席裁判官の裁量に依存することもあって、本調査期間中に裁判所からの回答は得られなかった。

営業秘密法第 13 条

第 8 条 (2) に基づいた訴訟があり補償金を定める場合、裁判所は次に掲げる原則に従って決定する権限を有する。

- (1) 裁判所は、実際に発生した損害に対する補償金を定めるだけでなく、営業秘密権の侵害者に対し、侵害によって直接的又は間接的に得た利益を補償金に加算して返還するよう命ずることもできる。
- (2) (1) に基づいて補償金を定めることができない場合、裁判所は営業秘密管理者に対し、裁判所が適当だと判断した金額の補償金を定めることができる。
- (3) 営業秘密権の侵害が、故意による若しくは悪意により妨害を意図した行為である、又は前述の営業秘密が営業秘密である状態でなくなった原因であるという明らかな証拠が示されている場合、裁判所は侵害者に対し、処罰として (1) 又は (2) に基づいて定めた額より増額した刑罰的補償金を支払うよう命ずる権限を有する。ただし、(1) 又は (2) に基づいた額の 2 倍を超えてはならない。

(b) 刑事救済

刑事罰については営業秘密法第 33 条に規定がある⁹⁹。

営業秘密法第 33 条

営業秘密管理者が事業を営む上で損失を被るよう悪意により、他人が保有する当該営業秘密を営業秘密である状態でなくなるよう、一般に認識されるよう開示した者には、文書、音声放送若しくは影像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかに関わらず、1 年以下の禁錮刑若しくは 20 万パーツ以下の罰金、又はその両方を科する。

(v) 営業秘密侵害の例外

営業秘密法第 7 条において、営業秘密の例外として自主研究開発やリバース・エンジニアリング等が規定されている。

⁹⁹ 参考までに、特許権侵害の刑事罰は、2 年以下の懲役又は 40 万パーツ以下の罰金、又はその両方である（特許法第 85 条）。

営業秘密法第7条

営業秘密に対する次に掲げる行為は、営業秘密における侵害とはみなされない。

- (1) 当該営業秘密を取得した者が、当該営業秘密が、契約者の一方が他人の営業秘密権を侵害して取得したものであると認識せず、又は認識していたと思われる根拠なしに、営業秘密を合法的に開示又は使用すること。
- (2) 次の場合において、管轄の政府機関が当該営業秘密を開示又は使用すること。
 - (イ) 公衆の衛生若しくは公の秩序を保護するために必要な場合。又は
 - (ロ) 商業目的でない公共の利益のために必要な場合で、かつ前述の場合において当該営業秘密を監督する政府機関、又は当該営業秘密の取得に関係する政府機関若しくは関係者が不正な商業手法に使用されないよう、前述の営業秘密を保護するために合理的段階を講じて業務を遂行した場合。
- (3) 独自に発見した場合。即ち発見者が自己の知識、専門により発明又は創造をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。又は
- (4) リバース・エンジニアリングを行った場合。即ち発見者が当該製品を発明、製造又は開発するための方法を探す目的で、一般に知られている製品の評価及び解析をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。ただし、評価及び研究分析をした者はその製品を善意で取得しなければならない。
なお、(4)における行為は、もし前述のリバース・エンジニアリングを行った者が、営業秘密保有者又は製品の販売者と明らかに別途契約を結んでいる場合はその限りではない。

(vi) 訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害を含む知的財産権侵害訴訟手続には、証拠収集に関する以下の規定がある。

(a) 事前証拠調べ

証拠保全の観点から、申請人は相手方当事者に対して証拠提出を命じるよう裁判所に請求することができる。(知的財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律 (B.E.2539) 第28条¹⁰⁰)。この場合、申請人は事前証拠調べの必要性を説明する必要がある(知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則20¹⁰¹)。

また、緊急の場合には、証拠となる文書又は資料の押収又は差押えを請求できる(知的

¹⁰⁰ 知的財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律 (B.E.2539) 第28条 知的財産及び国際貿易事件の訴えの提起時において、将来的に依拠しなければならない可能性のある証拠が失われるか、又は提示することが困難になるという懸念がある場合は、そのような証拠を即時に入手するための命令を裁判所に申請することができる。(以下、省略)

¹⁰¹ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則20 証拠が事前に入手されることを指示する命令の申請は、事前に証拠調べの必要性を示す事実を述べなければならない。訴訟がまだ提起されていない場合は、申請人が取り得るか、取られるべき理由を示す事実は述べられなければならない。(以下、省略)

財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律（B.E.2539）第 29 条¹⁰²）。裁判所が文書等の押収等を命じる場合、申請人は保証金を支払う（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 21¹⁰³）。

（b）証拠の提出

証拠の提出は、証拠調べの期日前 7 日以内に、主張を支持する証拠のリストを裁判所に提出しなければならない（民事訴訟法第 88 条¹⁰⁴）。また、コンピュータ記録を証拠として提示¹⁰⁵する場合は、証拠リストにその旨を特定する必要がある（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 34¹⁰⁶）。なお、裁判所は伝聞証拠も証拠として認める可能性はある（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 37¹⁰⁷）。

（c）証人陳述書の提出

当事者及び裁判所が適切とみなした場合、裁判所は証人陳述書の提出を許可できる（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 28～30¹⁰⁸）なお、当事者が求める場合、裁判所は特定の事実等を確認するために外国居住の宣誓人の証人陳述書の提出を許可することができる（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 31¹⁰⁹）。

¹⁰² 知的財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律（B.E.2539）第 29 条 緊急の場合、申請人は、同時に、緊急事態を示し、裁判所が遅滞なく命令又は令状を出すことができるという旨の申請を提出することができる。必要な場合には、申請人は、裁判所が、それが適切であると考え何らかの条件によって証拠として挙げられる文書又は資料を押収又は差し押さえるよう要求することもできる。

¹⁰³ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 21 裁判所は、文書又は資料の差押え又は押収のための命令を付与した場合、裁判所は、一定の期間内に、裁判所が適切とみなす何らかの条件の下で、被るおそれのある何らかの損害に対する所定額の保証金を提供するよう申請人に同様に命じなければならない。

¹⁰⁴ 民事訴訟法第 88 条 その主張を支持する証拠として何らかの文書に依拠するいかなる当事者も、証拠調べの日の前 7 日以内に、裁判所に、書面の証拠のリストを示すリストを他方の当事者が受領するに十分なその複写とともに提出しなければならない。

¹⁰⁵ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 33 裁判所は、以下の場合、コンピュータ中に記録された又は処理されたデータを証拠として認める可能性がある。(1) データ記録が通常の業務過程に行われた又は処理され、及び (2) データ記録がコンピュータの適切な動作の結果であり、コンピュータが故障した場合でも、そこに含まれるデータの正確性が影響されていない。さらに、(1) に述べられたコンピュータの使用、及び (2) に述べられたデータ記録の正確性は、記録又は処理に関与する者によって確認されなければならない。

¹⁰⁶ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 34 何らかのコンピュータ記録を証拠として提示しようとする当事者は、民事訴訟法 88 条に従って、証人及び証拠のリストにこのような記録を特定しなければならない。その意図を特定する陳述を、規則 33 によって要求されている確認及び他方の当事者が裁判所職員から得るために、その記録を含む資料の十分な写しとともに提出しなければならない。(以下、省略)

¹⁰⁷ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 37 の要約 裁判所は、事件における他の証拠を補強する証拠として伝聞証拠を認める可能性がある。

¹⁰⁸ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 28～30 の要約 一方の当事者又は両当事者及び裁判所が適切とみなした場合は、裁判所は、裁判所における主尋問に代えて、証人の事実又は意見を確認する陳述書を提出することをその当事者に許可することができる。しかし、証人陳述書を提出しようとする当事者は、そのような証人の尋問の日に先立ちその意図と理由を特定する請求を裁判所に提出しなければならない。裁判所は、その当事者が裁判所に陳述書を提出し、他方の当事者にその写しを送付する期限を決定しなければならない。加えて、陳述書は、規則に定められた全ての詳細を含んでいなければならない。

¹⁰⁹ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 31 当事者が求める場合、裁判所は、証言する宣誓人を裁判所に連れてくる代わりに、特定の事実又は意見を確認するために外国居住の宣誓人の証人陳述書の提出を許可することができる。陳述書は、それが作成された国のルール又は法律を遵守していなければならない。

(d) 追加証拠調べ

裁判所が追加の証拠文書や資料を必要と認める場合には、職権をもって当事者の要求なしに証拠調べを継続しなければならない（知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 39¹¹⁰⁾。

(vii) 訴訟における営業秘密保持について

裁判所は、当事者の請求等に基づき、審問の全部又は一部への公衆の出席を禁止し、審問をイン・カメラで実施すること、又は、事件における事実又は事情の公表の禁止を命じることができる（知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 24¹¹¹⁾。

(viii) 国境措置

国境措置に関する明文規定は存在しない。なお、商標権と著作権に関しては、侵害物品の国境措置が設けられている（タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (B.E.2530)¹¹²⁾、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示第 95 集 (B.E.2536)¹¹³⁾。

(ix) 裁判外の紛争解決手続について

営業秘密に関する紛争については、委員会への調停申立てが可能である。調停が成立しなかった場合、訴訟または仲裁に紛争を委ねることが可能である（営業秘密法第 9 条¹¹⁴⁾。

¹¹⁰ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 39 裁判所が、事件における何らかの問題に関連する、当事者によって保有され又は保護下にある文書又は資料を含む、追加の証拠文書や資料を必要と認める場合、裁判所は、いずれかの当事者の要求なしに、既に提示された証人を再び証言するために召喚することを含め、証拠調べを継続しなければならない。

¹¹¹ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 24 知的財産権保護のため、又は当事者の国際取引に生じるおそれのある損害の予防のために適切な場合、当事者が要求すれば、又は裁判所が事件における事実又は事情のいずれかを全部又は一部で開示することが不適切とみなせば、裁判所は次の命令を出すことができる。

1. 公衆が、審問の全部又はいずれかの一部への出席を禁止し、審問をイン・カメラで開催すること、又は
2. そのような事実又は事情の公表を禁止すること。

事件を裁定する命令又は判決は、公開廷で読み上げられるが、命令若しくは判決の全部又は一部、又はその公平かつ正確な要旨の公表は違法とはみなされない。この点、質問票回答によれば、通常、両当事者及び関係者（例えば両当事者の弁護士又は許可された者）のみが公判手続中の情報を入手（裁判書類の検査、証人陳述書又は証拠書類の複写、裁判所判決又は裁判所命令の複写）できるが、最高裁判所の判決については公共の事件とみなされ、何人もその判決を入手できる、とのことである。

¹¹² タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (B.E.2530) は 1987 年 10 月 14 日に発効し、国内外を問わず登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

¹¹³ タイ王国への輸出入品に関する商務省告示第 95 集 (B.E.2536) は 1993 年 4 月 21 日に発効し、著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対して、著作権者あるいはその権限委任者は、通関手続きの前あるいはその物品が輸入者の手元に渡る前に、税関に対してその物品の輸出入を差し止め、検査するよう申請することが出来る。

¹¹⁴ 営業秘密法第 9 条 第 8 条における権利を行使するに先立って、営業秘密権を侵害されている、又は侵害されようとしている営業秘密の管理者及びもう一方の当事者は、委員会に対して営業秘密に係る紛争の調停又は和解を合意の上で申し立てることができる。この点について、上記紛争の調停又は和解が成立に至らない場合も、当該営業秘密の管理者及びもう一方の当事者が仲裁人の審理を請求する権利、又は裁判所に訴訟を起こす権利を妨げるものではない。

しかし、委員会の調停手続を定める省令は発令されていないことには留意が必要である。なお、仲裁は、両当事者による合意がある場合にのみ利用可能である（仲裁法（2002）第11条¹¹⁵）。仲裁判断は拘束力を有し、判断の執行は裁判所によってなされる（仲裁法（2002）第41条）ことになる。また、主に利用される仲裁機関は、国際商業会議所「ICC（the International Chamber of Commerce）」または、タイ仲裁協会「TAI（the Thai Arbitration Institute）」である。

（x）域外適用

域外適用に関する明文規定は確認されていない。

②営業秘密保護に関する運用

（i）営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手段に関して、他の知的財産権と比較して、どのような特徴があるかにつき、質問票調査の回答を基に整理した。

営業秘密侵害事件においては、その権利に登録を要しないことから、営業秘密の所有権や秘密管理性等に関しては、営業秘密の管理者の立証負担が大きい。但し、営業秘密の管理者は営業秘密を知的財産省及び管轄商務事務局に登録（手数料は無料）することで、訴訟において所有権に関する証拠として活用することが可能となる。

民事救済、刑事救済におけるそれぞれの特徴は以下のとおり。

（a）民事救済

民事救済を用いるメリットとしては、営業秘密侵害行為に対する仮差止めが可能であること、及び実損額を超えた懲罰的損害賠償請求も可能であることが挙げられる。他方で、損害賠償額算定にあたっては、管理者が自身の遺失利益や侵害者の利益についての立証に関する負担が大きい。

（b）刑事救済

刑事救済には、営業秘密侵害に対し懲役刑が科せられることによる抑止的效果が期待される。ただし、悪意による侵害であること、それによって管理者に損害が生じたことについては管理者が立証責任を負う点に留意が必要である。また、裁判所が証拠不十分で非侵害と判断した場合には、被疑侵害者から名誉毀損及び虚偽主張で反訴される可能性も考慮しておく必要がある。

第1項における委員会による紛争の調停又は和解の請求及び審理方法の提出は、省令に定められた規則及び規定に従わなくてはならない。

¹¹⁵ 仲裁法（2002）第11条は、両当事者は、それらによって署名された「仲裁合意書」を締結しなければならないことを具体的に要求している。

(ii) 訴訟における主な争点について

営業秘密侵害事件の訴訟における争点について、質問票調査の回答を基にして整理した。主な争点としては、以下の3つ（侵害行為該当性、営業秘密該当性、損害賠償額）である。

(a) 適切な規定に基づく原告の主張

原告が主張する被疑侵害者の行為が、営業秘密法に規定されるいずれかの侵害行為に該当するか、又は原告の主張する根拠条文に誤りがないかどうか等が争点となる。

(b) 営業秘密該当性

原告は、当該情報が営業秘密法第3条に規定する3要件を備えて営業秘密に該当することを証明しているかが争点となる。

特に、「営業秘密管理者が秘密を保持するために適当な手段を講じていたか」については、非開示条項、あるいは不使用条項を含む契約（秘密保持契約、非開示契約、雇用契約、製造契約等あるが、これらに限定されない。）の存在だけではなく、非公開情報を含むデータベースへのアクセス制限等の物理的手段が必要であると理解されている（最高裁判決10217/2553¹¹⁶）。その他、物理的手段の例には、非公開情報のリスト作成／データベースへのアクセス制限、及びアクセスコード設定／安全な環境でのデータ保管／秘密情報を入手する従業員向けの会社規定の作成等が挙げられる。

(c) 損害賠償額

損害賠償額の算定については、例えば、両当事者が共に営業秘密を使用した製品を販売している場合などにおいて、それらの製品に関する収益状況に基づいて実損額が証明された場合には、原告の逸失利益が回復できる程度に賠償額が決定される。それ以外の場合では、裁判所はいくつかの要素を勘案して原告の逸失利益を計算するため、原告は別途これらに関連する証拠を提出する必要がある。損害賠償額算定にかかる裁判所における具体的な勘案要素としては、不正使用された営業秘密の性質／研究開発費／原告及び被告の事業間の競争状況／市場の規模及び定量化が困難な他の要素等が挙げられる。

(iii) 外国企業がタイに進出する際の実務上の留意点

外国企業がタイに進出する際、営業秘密侵害事件に関する留意点について、質問票調査の回答を基に整理した。

(a) 営業秘密の管理について

¹¹⁶ 最高裁判決 10217/2553 原告は、従業者がその顧客及び商品の出所についての情報を暴露したと主張した。原告は、雇用契約に非開示条項があると主張したが、顧客リスト及び商品の出所を含む情報の記された文書が、この情報に通常接していない従業者による入手を防止するための適当な手段を講じることにより保護されていることを示すことができなかった。よって裁判所は、非開示条項は、営業情報の秘密性を維持するための適当な手段ではないと判断し、結果的に原告の請求を棄却した。

営業秘密を安全に管理しつつ、侵害が起きた場合に備えて、①物理的保護（文書の保存領域へのアクセスを特定従業者に制限させる、機密業務文書に「秘密」印を付す等）、②技術的保護（パスワード設定や暗号化、及びそれらの授業員への徹底）、及び③契約的保護（非開示・秘密保持契約の締結）の組合せを実施することが有効である。

（b）営業秘密の登録

営業秘密の所有権及び所有時期に関する証明として、営業秘密を知的財産省に登録することも有効である。

（iv）営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

タイにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基に整理した。

営業秘密の侵害について、実際の損害が発生していなくても、仮差止め請求が可能であること、訴訟提起時に破壊のおそれある証拠提出を裁判所に請求し証拠を確保できること、審問のイン・カメラでの実施、及び事件の公表の禁止を請求することができること等については法制度として整備されていると評価していた。

その一方で、営業秘密の所有者等の定義をめぐっては、例えば営業秘密法には、雇用関係がある場合の営業秘密の所有者又は管理者¹¹⁷についての具体的な定義はなく、営業秘密の発見、研究、編纂、又は創作に関与した従業者が営業秘密の所有者または管理者と解釈される余地があることに留意が必要であることが示された。もっとも、雇用契約において営業秘密の所有者又は管理者に関して合意することは可能である。

営業秘密の定義については、営業秘密法による定義があるものの、同法で保護される営業情報の範囲、営業情報の商業的価値の決定方法、営業秘密管理性の手法については具体的な判断基準は明確ではなく、保護可能な営業秘密の範囲は広めに解釈される傾向にある。

なお、訴訟における審理期間は平均して1.6～2年要している。従って、仮差止めが認められなかった場合には、被疑侵害行為が継続されることにより営業秘密性が失われる可能性があることが強調された。

¹¹⁷ 営業秘密法第3条 「営業秘密保有者」とは、他人の営業秘密権を侵害することなく、営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者、又は営業秘密である実験結果若しくは営業情報における正当な権利を持つ者を意味し、かつこの法律において権利を譲渡された者を含む。

「営業秘密管理者」とは、営業秘密保有者を意味し、かつ営業秘密を占有、管理、又は監督する者を含む。（その他省略）

(5) ベトナム

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

ベトナムにおける営業秘密は、知的財産法（2005年成立、2009年改正¹¹⁸）で保護がなされている。その他、民法（第11条第2項、第11条第5項）、労働法（第19条第1項、第23条第2項、第119条第1項、第126条）、民事訴訟法、競争法（第3条第10項、第39条第2項、第41条）、及び関税法（第8節）の規定の適用があり得る。また、実施細則等を定めた政令や通達として、以下のものがある。

- ・知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006年政令¹¹⁹（第6条第4項、第16条第3項、第32条）
- ・知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006年政令¹²⁰（第6条第5項、第24条第3項(b)）
- ・産業財産分野における行政処分に関する 2013年政令¹²¹（第14条第14項(a)）
- ・競争分野における行政処分に関する 2014年政令¹²²（第29条）
- ・競争法の一定の規定の実施の指針を定める 2005年政令¹²³（第84条第2項(b)）
- ・電子商取引に関する 2013年政令¹²⁴（第4条第4項(a)、第36条第7項）
- ・通関手続、検査、監督及び管理手続に関する関税法の執行に関する特別規定及び指針を定める 2015年政令¹²⁵
- ・人民裁判所における知的財産権を巡る紛争の解決に関する一部法規定の適用指針を定める最高人民法院、最高人民検察院、文化・スポーツ・観光省、科学技術省、司法省の 2008年共同通達¹²⁶（以下、「2008年共同通達」という。）

(ii) 営業秘密の定義

営業秘密の定義は、知的財産法第4条(23)による。営業秘密としての保護を受けるためには、当該情報が同法第4条(23)の規定に該当するだけでなく、同法第84条に規定する3つの要件を満たす必要がある。なお、これら3つの要件に関する判断基準の詳細は法令等で示されておらず、どのように判断するかは裁判所の裁量に委ねられる¹²⁷。なお、営業

¹¹⁸ 主要な改正点は、行政措置の際の警告書送付の廃止や、行政措置の罰金額の規定削除などである。岡田貴子「ベトナムの模倣品対策と改正知的財産法（2010年1月施行）」パテント2010、Vol.63、No.12

¹¹⁹ Decree No. 103/2006/ND-CP

¹²⁰ Decree No. 105/2006/ND-CP

¹²¹ Decree No. 99/2013/ND-CP

¹²² Decree No. 71/2014/ND-CP

¹²³ Decree No. 116/2005/ND-CP

¹²⁴ Decree No. 52/2013/ND-CP

¹²⁵ Decree No. 08/2015/ND-CP

¹²⁶ Joint Circular No. 02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BVHTT-DL-BKH-CN-BTP

¹²⁷ 三つ目の要件の秘密保持措置について、質問票回答によれば、実例として、情報に対する暗号化（例えば、パスワード）の利用やアクセス制限などを挙げている。

秘密として保護を受けるための登録は義務付けられていない（知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006 年政令¹²⁸第 6 条第 4 項）。

知的財産法第 4 条(23)

営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。

知的財産法第 84 条

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと
- (2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること
- (3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること

知的財産法第 85 条

次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。

- (1) 個人的地位の秘密
- (2) 国家管理の秘密
- (3) 安全保障及び国防の秘密
- (4) 事業に無関係な他の秘密保持情報

¹²⁸ 前掲 119

(iii) 営業秘密侵害の救済手段

知的財産法第 127 条

次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。

- (a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
- (b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
- (c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること
- (d) 営業秘密の具体的情報であつて、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること
- (dd) 営業秘密を、それが(a)、(b)、(c)及び(d)という行為の1に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること
- (e) 第 128 条に規定する秘密保持義務¹²⁹を履行しないこと

営業秘密侵害は、民事救済と行政救済による¹³⁰。行政救済には、知的財産法に基づく行政措置と、競争法に基づく行政措置がある。

(a) 民事救済

営業秘密の管理者は、侵害行為の差止め、公の謝罪及び訂正の強制、契約上の義務履行、損害賠償の請求、及び営業秘密侵害物品の廃棄等が可能である（知的財産法第 202 条）。

知的財産法第 202 条

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

- (1) 知的所有権の侵害の終了を強制すること
- (2) 評判の是正及び謝罪を強制すること
- (3) 民事的義務の遂行を強制すること
- (4) 損害に対する補償を強制すること
- (5) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

¹²⁹ 医薬品又は農薬品に関するテスト結果又はデータの秘密保持義務

¹³⁰ 質問票回答によれば、知的財産権において刑事救済が適用されるのは商標と地理的表示の侵害のみである、とのことであった。なお、判決に関するデータベースが構築されていないため、事件数や事例を確認できていない。また、営業秘密侵害の救済には、実際に被害が生じていることが必要で、侵害の危険性がある状況での救済については、「危険性」自体は違反を構成しないので保護は与えられない、との回答であった。

(ア) 差止め

裁判所による差止め命令に対して不服申立てがなされた場合、法律により即時執行が義務付けられていない限り（例えば、仮処分決定）、差止めは延期される（民事訴訟法第 282 条）。

(イ) 公の謝罪及び訂正の強制¹³¹

これらの実行方法について当事者間で合意できない場合、裁判所は、侵害行為の性質等に基づき実行方法を決定できる（2008 年共同通達 B 部第 4 章第 2 項¹³²）。

(ウ) 契約上の義務履行

侵害者は、営業秘密に関連する当事者間の合意に従って義務を履行することが求められる（2008 年共同通達 B 部第 4 章第 3 項¹³³）。

(エ) 損害賠償の請求

営業秘密の管理者は、実際の物的損失を証明すると共に、請求する賠償額の根拠を特定する必要がある（知的財産法第 203 条第 6 項¹³⁴）。賠償額の算定は、管理者が侵害行為によって被った実際の物的損失（財産の損失、収入及び利益の減少等）を根拠に決定される（知的財産法第 204 条(a)¹³⁵）。物的損失が判断できない場合には、裁判所は、5 億ベトナムドンを超えない範囲で賠償を命じることができる¹³⁶（知的財産法第 205 条第 1 項(c)¹³⁷、2008 年共同通達 B 部第 1 章第 2 項(c2)¹³⁸）。

(b) 行政救済

(ア) 知的財産法に基づく行政措置

営業秘密の管理者は、知的財産法による行政処罰を求めて知的財産庁に申請できる（産

¹³¹ この救済措置に関して、ラジャ・タン法律事務所への質問票調査によれば、秘密保持のために、所有者から要求されることがないのが一般的である、との回答であった。

¹³² 前掲注 126

¹³³ 前掲注 126

¹³⁴ 知的財産法第 6 項 損害補償請求の場合は、原告は、自らの実損を立証し、かつ、第 205 条に従い自らの請求の根拠を明示しなければならない。

¹³⁵ 知的財産法第 204 条 侵害により生じた損害は、次のものを含む。

(a) 物理的損害は、財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、当該損害からの防止及び回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、並びにその他の有形損失を含む。

¹³⁶ 質問票回答によれば、

・ベトナムの裁判所では証拠に関して高い証明力を要求（実質的損失を証明する完全かつ十分な文書など）するため、実際の物的損失が判断できないことはよくある。

・裁判所の裁量で決めた賠償額の場合、所有者の被った損失を十分に補填できない。

との示唆があった。

¹³⁷ 知的財産法第 205 条 原告が知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことの立証に成功した場合は、その者は、裁判所に対して、次の根拠の 1 に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。

(a) (省略)、(b) (省略)

(c) (a) 及び (b) に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5 億ベトナムドンを超えないものとする。

¹³⁸ 前掲注 126

業財産分野における行政処分に関する 2013 年政令¹³⁹第 22 条第 1 項)。侵害者には、最高 3000 万ベトナムドンの過料及び追加の制裁(侵害品及び 1~3 箇月の取引の停止を含む。)、及び是正措置(侵害要素の強制的除去又は強制的破壊、侵害品の強制破棄、事業、サービス又はウェブサイトから侵害品又は侵害サービスに関する情報の強制的除去、違法所得の強制的送金を含む。)が科せられる(産業財産分野における行政処分に関する 2013 年政令¹⁴⁰第 14 条第 15 項(a)、同条第 17 項、同条第 18 項)。

(イ) 競争法に基づく行政措置¹⁴¹

営業秘密の侵害行為は競争法上、不公正な競争行為として禁止されており、その具体的な侵害行為につき規定がある(競争法第 39 条(2)、同法第 41 条)。競争法による行政処罰の申請(競争法第 58 条第 1 項)が認められた場合、侵害者には、1000 万ベトナムドンから 3000 万ベトナムドンの過料が科せられる。競争庁は、違反行為を行うために侵害企業が使用した証拠を没収することもある(競争分野における行政処分に関する 2014 年政令¹⁴²第 29 条第 1 項、同条第 2 項)。

競争法第 39 条

この法律において、不公正な競争行為とは、次の各項に掲げる行為をいう。

2. 商業上の秘密の侵害

競争法第 41 条

商業上の秘密の侵害事業者は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 商業上の秘密の法律上の保有者が秘密を守るために講じる手段を妨害して、商業上の秘密に該当する情報を入手、及び収集すること。
2. 商業上の秘密の保有者の承諾を得ることなく、当該商業上の秘密を開示、又は使用すること。
3. 商業上の秘密の保有者の秘密情報を入手、収集、若しくは開示する目的で、秘密を保持する契約に違反し、又は同様の目的で、秘密保持義務を負う者を騙し、若しくはその者の信用を利用すること。
4. 取引関連法令に基づいて手続を実施する者若しくは製品流通のために手続を実施する者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集し、又は政府当局による適用措置を妨害して特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集すること。特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を、事業を行うために、若しくは事業若しくは製品流通に係るライセンスを申請するために使用すること。

¹³⁹ 前掲注 1211

¹⁴⁰ 前掲注 1211

¹⁴¹ 質問票回答によれば、競争庁は、重要な性質の問題のみを調査又は追及するのが一般的であるため、競争庁が営業秘密侵害によって執行措置を追及したという事例を確認できていない、とのことである。

¹⁴² 前掲注 1222

(iv) 訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害を含む知的財産権侵害訴訟における個別の証拠収集に関する規定は存在せず、民事訴訟法第 97 条第 2 項、すなわち、関係者、証人の証言の録取／関係者間、関係者・証人間の対審／専門知識の要請／財物の評価／立入検査及び鑑定の実施／文書及び証拠の収集・検証の委託／機関、団体及び個人に対する書類類提出命令等、の規定による。

検察官、裁判官、及びオンブズマンは、事件に関連する証拠の収集権を有する（民事訴訟法第 58 条第 3 項、同法第 48 条第 3 項、同法第 50 条）。なお、ベトナム司法制度では、糾問主義が採用されており、提供された証拠が判断に十分でない場合には、証拠の収集権を有する裁判官、オンブズマンから関係者に対して、更なる証拠の提供を要請する権利がある¹⁴³（民事訴訟法第 97 条第 2 項(g)、同条第 4 項）。

(v) 訴訟における営業秘密保持について

判決は、当事者が秘密の保持を求めるような秘密が含まれる場合には公開されない¹⁴⁴。

その他、訴訟手続における営業秘密の取り扱いについて、訴訟当事者は営業秘密を含む証拠を裁判所に提出する義務を負い（民事訴訟法第 96 条第 1 項）、裁判所は営業秘密を含む証拠を保全すると共に（同法第 107 条第 1 項）、当事者の正当な要求に基づき当該秘密の開示は禁じられることになる（同法第 109 条第 2 項）。

訴訟に係わる職員（裁判長、裁判官、人民陪審員、オンブズマン、裁判所書記官、検察院の議長、検察官、調査官を含む（同法第 46 条第 2 項(a)(b)）及び手続関係者（訴訟当事者、当事者の弁護士、証人、通訳及び代理人など関係者その他の参加者を含む。）は、営業秘密を含む証拠に対する秘密保持義務がある（同法第 109 条第 3 項）。また、訴訟当事者は、関係者に対して秘密保持の要求通知書を送達する義務がある（同法第 96 条第 5 項）。

なお、裁判所及び職員においても、営業秘密の秘密保持義務はある（同法第 13 条第 3 項）。

(vi) 国境措置

知的財産法第 216 条において、営業秘密を含む知的財産侵害物品に関する国境措置が規定されている。

- ・ 税関当局に対し、侵害品の発見のために輸出／輸入品の検査及び監督措置を要請できる（知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及

¹⁴³ 質問票回答によれば、

・ ベトナム裁判所では、証拠に関して高い証明力を要求しており、この場合、一般には文書証拠が最も重視され、証人の証言や非文書証拠は重要度が低いものとされる。

・ 裁判官は訴訟当事者が所有しない証拠を要求することがあり、その場合、十分な証拠がない又は訴訟当事者の主張が損なわれるために、訴訟手続が長期化される。

との示唆があった。

¹⁴⁴ Resolution 03/2017/NQ-HĐTP, Article 4.2(b). なお、質問票回答においては、一般的に知的財産権侵害事件を含む判決は滅多に公開されないとの情報もある。

び指針を定める 2006 年政令¹⁴⁵第 34 条、関税法第 73 条)。

営業秘密の管理者は、税関当局に申請書類(営業秘密の所有権を証明する書類、侵害品の説明、侵害品を輸出/輸入する可能性のある輸出業者/輸入業者のリストを含む。)を提出する(関税法第 74 条第 2 項、同法第 75 条第 1 項(b))。税関による検査等の期限は申請書類の受理日から 2 年で、2 年間延長できる(関税法第 74 条第 2 項)。

・税関当局に対し、被疑侵害品の輸入又は輸出の通関を一時的に停止するよう要請できる(知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006 年政令¹⁴⁶第 34 条、関税法第 73 条)。

営業秘密の管理者は、税関当局に申請書類を提出する(関税法第 75 条第 1 項(a))と共に、非侵害であった場合の被疑侵害者の損害を補填するために、保証金(被疑侵害品価値の 20%相当の金額、又は当該価値が評価できない場合には少なくとも 2000 万ベトナムドン、又は信用機関発行の保証書)を供託する必要がある(知的財産法第 217 条第 2 項)。

(vii) 域外適用

域外適用に関する規定は確認されていない¹⁴⁷。

(viii) 裁判外の紛争解決手続について

営業秘密の管理者は、営業秘密侵害に対して仲裁機関に仲裁を提起できる¹⁴⁸(知的財産法第 198 条第 1 項(d))。

②営業秘密保護に関する運用

(i) 訴訟における主な争点について

質問票回答によれば、訴訟においては「営業秘密の保護要件」が主な争点となる。すなわち、当該情報が知的財産法第 84 条に規定する要件を満たす必要があるところ、これら各要件の判断基準は法令等で示されておらず、裁判所の裁量に委ねられるため争点となることが多い。その一方で、証拠に関しては、営業秘密の管理者に高い証明力を要求しており、保護要件を充足しているかどうかについては重い立証責任を負うことになる。

(iii) 外国企業がベトナムに進出する際の実務上の留意点

外国企業がベトナムに進出する際、営業秘密侵害事件に関する留意点について、質問票

¹⁴⁵ 前掲注 1200

¹⁴⁶ 前掲注 120

¹⁴⁷ 質問票回答によれば、営業秘密の定義では、ベトナム発の又はベトナムに関連する情報に限定されていないことから、ベトナムが締約国である国際条約に従って域外に適用される余地はあるとのことである。

¹⁴⁸ 裁判外での紛争解決の実態を把握するために、ラジャ・タン法律事務所に質問票調査を依頼したが、調停・仲裁の秘密性のため、それらの事例を確認できなかった。

調査の回答を基に整理した。

(a) 営業秘密侵害事件に巻き込まれないための行為

(ア) 秘密保持契約の締結

営業秘密となり得るものを明確に特定及び定義した秘密保持契約又は非開示契約を締結することが有用である。

(イ) 秘密保持措置

企業の内部労働規定に秘密保持に関する条項を定め、営業秘密の保護に関して明確な指示及び方針を示すことが有効である。例えば、文書に「機密」又は「営業秘密」といったマークを付ける、機密文書を安全な場所に鍵をかけて保管する、暗号化する（例えば、パスワード）、アクセス制限するなどである。さらに、営業秘密保護に関して被用者へ研修を行うことも有効である。

(ウ) 技術的措置

侵害阻止のため、以下に示す技術的措置を採用することも有効である（知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める2006年政令¹⁴⁹第21条第2項）。

- ・ 営業秘密が保護されており、侵害してはならないことを伝えるために、製品、サービス的手段、著作物の原作品及び複製品、実演の固定物、レコード、録画物又は放送物に対し、営業秘密に関する発生地、所有者、保護の範囲及び期間等に関する情報を表示すること
- ・ 保護される製品をマークし、特定し、区別し、保護するために技術的手段又は措置を使用すること

(b) 紛争が生じた場合の留意点

紛争が生じた場合は、訴訟において外国企業には以下に示す特有の手続要件がある。

すなわち、裁判所へ提出する書類であって外国在住の組織、機関によって発行された書類については、当該国の領事認証、公証が必要となる。また、外国語を使用している書類は、ベトナム語への翻訳が必要である（民事訴訟法第478条）。この点、国によっては領事認証の手続に時間がかかり、大きな負担となっているとの意見が寄せられた。

(iv) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

ベトナムにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基に整理した。

ベトナムにおいては、知的財産法や競争法などの法令や政令により営業秘密保護に関する法的枠組みが整備・構築されているといえるものの、これらの規定に対応する実施細則

¹⁴⁹ 前掲注120

が無いために、運用は不透明なままとなっており、早急の指針策定が求められるとの評価であった。

また、営業秘密を巡る紛争はほとんど提起されていないのが現状であり、これは立証に必要な証拠の基準を充足することが難しいためであると考えられる。こうした紛争の少なさは裁判官の経験の欠如を生み、裁判所あるいは裁判官ごとに見解が異なる事態が生じる可能性があることが示唆された。

(6) インド

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

インドでは、営業秘密保護に関する制定法は存在せず¹⁵⁰、秘密保持契約等の契約又はコモンローにおける衡平法に基づく保護がなされている。

したがって、インドでは営業秘密は主に契約（秘密保持契約、雇用契約、技術的ノウハウ契約など）に盛り込まれる秘密保持義務に基づき保護されるため、1872年インド契約法（Indian Contract Act of 1872）により規制される。また、コモンローにおける衡平法に基づく保護として、当事者間に契約関係がない場合であっても、秘密保持義務の存在が認められることがある。この点、John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. 事件¹⁵¹によれば、デリー高等法院は、契約に明示的に守秘義務条項がない場合であっても、所定の場合には秘密保持義務が示唆され得るとの立場をとっている。同高等法院は、衡平法に基づく広範な管轄権を行使し、契約に具体的な条項が盛り込まれていない場合であっても、差止命令を出している。

なお、営業秘密の不正取得に関する直接の明文規定は存在しない。この点、質問票調査の回答によれば、営業秘密の不正取得行為について訴えを提起する際には、少なくとも①対象の特定、②当該秘密の所有権の証明、③営業秘密性の証明、及び④秘密を取得した相手方当事者がそれを保持及び／又は使用する権限を有していないこと、といった要件を充足する必要があるとされている。

¹⁵⁰ 2016年5月に商工省産業政策推進局（DIPP）から発表された「国家知的財産権政策」では、営業秘密保護について必要に応じて法的枠組みを策定するとされていたが、質問票回答によれば、企図された法律は成立していないとのことであった。（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512_201606jp.pdf）。また、営業秘密保護に関連した「the National Innovation Act of 2008」の草案が2008年にインド政府から公表されたが、質問票回答によれば、インド議会のオンライン記録を確認したところインド議会の両院においてこの草案が審議された経緯はないとのことである。（http://www.prsindia.org/uploads/media/vikas_doc/docs/1241500117~Draftinnovationlaw.pdf）。

¹⁵¹ AIR 1987 Delhi 372.

(ii) 営業秘密の定義

営業秘密の定義は、次の 4 つの要素を充足する情報であることが要求される (Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. v. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. 事件¹⁵²)。

- ・情報の所有者が、その開示が自己に損害を与えるか又は競争相手他を利することとなる
と判断する情報。
- ・情報の所有者が、当該の情報が秘密である、つまり、すでに公知となっているものではないと判断する情報。情報の所有者の競争相手の一部又は全員がすでにその情報を入手している場合もあるが、当該所有者が秘密情報と判断している限りは、その保護を試みる権利を有する。
- ・前記の 2 項に関する所有者の判断が合理的なものであること。
- ・特定の産業又は関連取引の慣習及び慣行に照らして、その情報についての判断がなされること。

(iii) 営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事救済¹⁵³による差止請求及び損害賠償請求がある¹⁵⁴。なお、刑事救済に関して特段の規定は存在しないが、適用可能性については「② (iii) 刑事救済の適用可能性について」において詳述する。

民事救済において、権利者は、過失ある当事者による営業秘密のそれ以上の開示又は使用を阻止する恒久的差止命令を請求できる (John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. 事件¹⁵⁵など)。また、権利者は本案訴訟の審理継続中において侵害を防止すべく暫定的差止命令を請求できる (1908 年民事訴訟法の規則 XXXIX 規定 1 及び 2)。この点、裁判所は、①侵害に関する一応有利な事件の立証、②原告の被った回復不能な損失及び損害、③原告の利益と被告の利益との比較考量、を考慮して暫定的差止命令を判断することとなる。

さらに、権利者は営業秘密の開示又は使用により損失を被った場合には、損害賠償を請求することができる (1872 年インド契約法第 73 条¹⁵⁶、第 74 条¹⁵⁷)。

なお、権利者が秘密保持義務への違反を根拠として提訴する場合は、①当該情報が秘密であること、②その情報が秘密保持義務の存在を示唆する状況において開示されたこと、

¹⁵² Mumbai High Court, 2003.3.27

¹⁵³ 質問票回答によれば、インドには営業秘密侵害の民事救済に対する個別の規定が存在しないことから、民事救済に際しては不法行為を理由に訴えている、との回答があった。

¹⁵⁴ 質問票回答によれば、その他の民事救済として営業秘密を含む物品の引渡し、返還、又は廃棄を請求できるとのことである。

¹⁵⁵ 前掲注 1512

¹⁵⁶ 1872 年インド契約法第 73 条 契約違反による損失または損害の補償—契約が破られたことによって損失を被った当事者は、契約を破った当事者から、違反により通常の過程で生じた損失、あるいは契約締結の際に、違反により起こることを知り得た損失に対して補償を受ける権利を有する。

¹⁵⁷ 1872 年インド契約法第 74 条 罰則が規定されている契約の違反に対する補償—罰則が規定されている契約、または違反の際に支払う金額が明記されている契約が破られた場合、違反を訴える当事者は、実際に損害が発生したことを証明できたかにかかわらず、契約を破った当事者から、契約に規定された罰則や金額を超えない範囲で補償を受ける権利がある。

及び③情報の無断使用に悪意があったことを証明する必要がある（Sandhya Organic Chemicals Pvt. Ltd. V. United Phosphorus Ltd.事件¹⁵⁸）。

（iv）営業秘密侵害の例外

営業秘密侵害の例外として、他の者が独力で開発して営業秘密を取得する行為（M/s Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors 事件¹⁵⁹）がある¹⁶⁰。

（v）訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害訴訟における証拠収集手続については、特別な手続規定はなく民事訴訟法の定めによる。

文書証拠の提出には、民事訴訟法規則 XI（証拠開示及び閲覧）及び規則 XIII（文書の提出、押収及び返還）が適用される¹⁶¹。

また、裁判所は、訴訟手続中に当該事案の最終処分が必要であり、かつ当該事案で提出される可能性のある証拠を請求する権限を有する（民訴法規則 XI の規定 14¹⁶²）。

（vi）国境措置

営業秘密侵害物品に対する国境措置に関する規定は存在しない。なお、インド中央政府は 1962 年関税法第 11 条に定める権限を行使して、次の商品の輸入を禁止する措置を取っている¹⁶³（2007 年 5 月 8 日付告示 2007 年第 49 号）。

- ・虚偽商標または虚偽の取引表示を付した商品
- ・インド国外で製造または生産された販売目的の商品で、2000 年意匠法により意匠権を有する意匠を付したもの
- ・インド国外で製造または生産された販売目的の製品で、1970 年特許法によりその特許が有効であるもの

¹⁵⁸ Gujarat High Court, 1997.2.2

¹⁵⁹ Delhi High Court, 2016.8.29

¹⁶⁰ 質問票回答によれば、裁判例やガイドライン等の解釈指針で示されていないものの、以下に示す行為も営業秘密侵害の例外とされる可能性が高い、とのことである。

- ・リバース・エンジニアリング
- ・従業員による通常有しうる知見の利用
- ・営業秘密の所有者が、何らかの作為又は不作為により、営業秘密を公有のものにすること
- ・司法機関の命令による開示（例えば、裁判で問題を解決するのに情報が開示されることが適切であり必要であること、または特定の情報の開示を要求する法的規定がある場合、または公共の利益がそのような開示を要求する場合など）

¹⁶¹ 質問票回答によれば、証拠提出の際に以下のような要求がある、とのことである。

- ・裁判所に提出される証拠については、宣誓供述しなければならない。
- ・証拠がコンピュータ又はインターネット上に保存されたものである場合、当該証拠とともに、1872 年インド証拠法第 65B 条に規定されている証明書（証拠の正確性及び信頼性を証明するもの）も提出する必要がある。

¹⁶² 民事訴訟法規則 XI の規定 14（文書の提出） 裁判所が正しいと考える場合において、訴訟係属中あるいは何時でも、当該訴訟で問題とされている事項に関して、訴訟当事者の所有または権限下にある書類に対して宣誓のもとで提出を命令することができる。提出書類については公正に扱うものとする。

¹⁶³ 「特許庁委託事業 模倣対策マニュアルインド編」JETRO、2014 年 3 月、207 頁。

- ・インド国外で考案または創出された方法によって販売目的の製品で、1970年特許法によりその方法の特許が有効であるもの
- ・虚偽の地理的表示を付した商品
- ・1957年著作権法第53条に定める著作権登録官の命令によって、輸入が禁止される商品

②営業秘密保護に関する運用

(i) 営業秘密侵害事件の事件数、及び裁判外の紛争解決事例

現地の裁判文書データベースを使用して過去5年分の営業秘密侵害事件の事件数、及び仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例について調査を依頼した¹⁶⁴。

(a) 民事事件の事件数

営業秘密侵害民事事件の事件数は17件である。そのうち、裁判所が営業秘密侵害を認定して中間命令を出した件数は9件で、9件のうち外国企業に関する件数は5件である。

(b) 刑事事件の事件数

前述の通り、営業秘密侵害の刑事救済に関する特段の規定はないものの、申立てがあつて有罪にはならなかった事件が2件あった。そのうち、1件は当事者間で友好的に解決されている。

(c) 仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例

仲裁・調停手続は非公開であり仲裁判断や判断結果は公表されないため事例は把握できない。なお、仲裁手続中に裁判所に対して暫定的差止命令を求めることや、裁定や判断等の執行を裁判所に申し立てることはある。

(ii) 訴訟における主な争点について

訴訟における主な争点について、質問票回答及び公開文献情報を基にして整理した。主には、営業秘密該当性、所有者による営業秘密保護のための適切な措置の有無、及び営業秘密の不正利用による侵害者の競争上の優位性確保の有無、といった点が争点となる。

(ア) 営業秘密該当性

- ・ Star India Private Limited vs Laxmiraj Seetharam Nayak And Anr. 事件¹⁶⁵

放送会社の重役が競合会社に就職するため、雇用契約の途中で退職を希望したところ、雇用主である放送会社は重役が多くの営業秘密を知り得ていることから、契約満了までの勤務を要求した。本件においては、重役が営業秘密を知っているかどうか争点の一つと

¹⁶⁴ カイタン法律事務所調査に依拠。対象期間は、2012年10月20日～2017年10月20日の5年間とした。

¹⁶⁵ 2003 (3) MahLj 726/その他、Emergent Genetics India Pvt. Ltd. Vs. Shailendra Shivam and Ors. 事件 2011(47)PTC 494(Del)や、Ritika Private Limited v. Biba Apparels Private Limited 事件 230(2016) DLT109 等もある。

なったが、裁判所は放送会社の主張する営業秘密は会社内部で多くの社員が知っており、重役の知識や技能は固有のもので営業秘密に当たらないとの判断を示した¹⁶⁶。

(イ) 所有者による営業秘密保護のための適切な措置

・ American Express Bank Ltd.v. Ms. Priya Puri 事件¹⁶⁷

原告（銀行）と被告（銀行の従業員）との間の雇用契約においては、雇用契約期間中に加え、期間終了後も秘密情報（顧客情報）の漏洩は禁止されており、漏洩により会社に損害が発生した場合には、被告が賠償する責任を負う旨規定されていた。裁判所は、インド契約法第 27 条が、雇用期間終了後に被用者の権利に制約を課すことを許容していないと判断し、雇用期間終了後に被告が顧客に連絡することを禁ずる契約条項は、無効であるとの判断を示した¹⁶⁸。

(ウ) 営業秘密の不正利用による侵害者の競争上の優位

・ Homag India Pvt. Ltd v. Ulfat Ali Khan 事件¹⁶⁹

(iii) 刑事救済の可能性について

営業秘密侵害において 1860 年インド刑法による刑事救済の可能性について、質問票回答を基に整理した。

- ・ 第 403 条：不正な財物の横領¹⁷⁰
- ・ 第 405 条：刑法上の背任行為¹⁷¹
- ・ 第 406 条：刑法上の背任行為に対する処罰¹⁷²
- ・ 第 408 条：事務員又は被用者による刑法上の背任行為¹⁷³
- ・ 第 420 条：詐取及び財物の引渡しを不正に誘導する行為¹⁷⁴

¹⁶⁶ 仁戸田一之、田中義敏「インドにおける営業秘密保護の留意点」The Invention、No.10、2014

¹⁶⁷ (2006) III LLJ 540 (Del)

¹⁶⁸ 小川聡、白井紀充「インドにおける営業秘密保護の現状と課題」特許ニュース、平成 26 年 6 月 24 日

¹⁶⁹ Karnataka High Court – MFA No. 1682/2010. Decided on 10 October 2012.

¹⁷⁰ 1860 年インド刑法第 403 条（不正な財物の横領） いずれかの動産を不正に横領し又はこれを自己用途に転用する者は、2 年以下の自由刑又は罰金刑、又はこれらの併科に処する。

¹⁷¹ 1860 年インド刑法第 405 条（刑法上の背任行為） いずれかの方法により財物又は財物に対する支配を委託され、その財物を不正に利用し又は自己用途に転用する者、又はかかる委託が遂行される方法を定める法律の命令若しくはかかる委託の遂行に明示若しくは暗示に言及して自身が締結した法律上の契約に違反してその財物を不正に利用し又は処分する者、又は他人によるかかる行為を故意に認容する者は、「刑法上の背任行為」をなす。

¹⁷² 1860 年インド刑法第 406 条（刑法上の背任行為に対する処罰） 刑法上の背任行為をなす者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑、又はこれらの併科に処する。

¹⁷³ 1860 年インド刑法第 408 条（事務員又は被用者による刑法上の背任行為） 事務員、若しくは被用者、又は事務員若しくは被用者として雇用され、かついずれかの方法によりかかる資格において財物又は財物に対する支配を委託され、当該財物について刑法上の背任行為をなす者は、7 年以下の自由刑に処し、罰金刑を併科することができる。

¹⁷⁴ 1860 年インド刑法第 420 条（詐取及び財物の引渡しを不正に誘導する行為） 人を欺罔し、それによって欺罔された者が別の者に財物を引き渡し、又は有価証券若しくは署名若しくは印章のあるものであって有価証券に転換できるものの一部若しくは全部を作成、改ざん若しくは破棄するように不正に仕向ける者は、7 年以下の自由刑に処し、罰金刑を併科することができる。

これらの規定の適用で争点となるのは、規定にある「財物」に営業秘密が含まれるかである。この点に関して、Pramod S/o Laxmikant Sisamkar and Uday Narayanrao Kirpekar v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件¹⁷⁵では、裁判所は、申立人が業務委託契約に違反して技術のノウハウを使用する場合には、1860年インド刑法第408条及び第420条が適用できるとの意見を示した。ただし、裁判所は、技術のノウハウが「財物」の範囲に含まれるかについて最終的に判断を示さなかった。

ここで、1860年インド刑法第403条及び第408条については、権利者が他人を信頼して財物を委託したことが前提であるから、信頼関係が存在しておらず、アクセス自体が許可されていない場合（営業秘密の不正取得行為）には、これらの規定は適用されないこととなる。

また、営業秘密が文書化され、コンピュータ、コンピュータシステム又はネットワーク上に保存されている場合において、許可なく当該情報にアクセスしたときには、上記した1860年インド刑法の規定と共に、2000年インド情報技術法の規定が適用される可能性もある。

2000年インド情報技術法（Information Technology Act, 2000）第43条によれば、コンピュータ、コンピュータシステム又はコンピュータネットワークの担当者又は所有者の許諾なく、当該コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータネットワークにアクセスし、又はデータ等のダウンロード等を行った者は、被害者に対して、損害賠償責任を負うとされている。また、営業秘密がデータベースやソフトウェアである場合、適法な契約条件に基づいて他人の個人情報を知りえた者が、関連する者の許可を得ずに情報を開示した場合には、3年以下の懲役若しくは罰金、又はその併科に処される¹⁷⁶。

（iv）訴訟における営業秘密保持について

訴訟における営業秘密保持について、質問票回答を基に整理した。

基本的に、判決／命令は営業秘密には言及するものの、その詳細については記載されない。当事者による文書の提出についても、当事者はまず封書による提出の許可を求めて裁判所に申立てを行い（民事訴訟法第151条¹⁷⁷）、申立てが認められれば裁判所代表の立会いの下で封書を提出することになっている。この文書は、裁判所の記録には含まれず、公衆が閲覧することもできない。そして、裁判所の立会いの下でのみ、また裁判所の許可を得て開封される。この場合、通常は、当事者の訴訟代理人／弁護士（技術の専門家の場合もある）が、当事者間で秘密保持契約を締結する。この秘密保持契約には、通常は営業秘密の記載された文書の閲覧を許可される人物の氏名一覧が記載される。

¹⁷⁵ 1986 (3) Bom.C.R.411

¹⁷⁶ 前掲注169

¹⁷⁷ 民事訴訟法第151条は、法律に基づき裁判を行う裁判所の裁量権、すなわち、裁判の終了を確保するために必要な全てのことを行い、裁判手続の濫用を阻止すること、について定めている。

(iv) 外国企業がインドに進出する際の実務上の留意点

外国企業がインドに進出する際に、営業秘密侵害事件に巻き込まれないための、あるいは万が一事件に関わった場合の留意点等について、質問票回答を基にして整理した。

(a) 営業秘密侵害事件に巻き込まれないための留意点

営業秘密侵害事件に巻き込まれないための留意点は以下の通りである。

- ・インド法が執行可能な秘密保持契約書を作成すること。具体的には、契約において、①秘密保持義務及び他の関連規定の対象となる営業秘密を明確に特定する、②営業秘密が開示される範囲及び開示の目的を定義する、③営業秘密の違反に対する補償を定めること¹⁷⁸。
- ・セキュリティ方針を理解した人に限定してアクセス規制を行うこと。また、営業秘密にアクセスした人を記録すること。
- ・営業秘密を譲渡する場合、譲渡後も非開示を継続するため、譲渡先企業の適正な評価と実績を確認すること。
- ・セキュリティ措置について従業員に指示を出し、情報の取り扱いについて従業員に適切な研修を行うこと。
- ・退職者と面接を行い、雇用契約に基づく秘密保持義務が継続することを再認識させること¹⁷⁹。
- ・ITシステムの正常を確認するため定期的に監査すること。
- ・書類や電子データに「機密」の用語を付すこと。

(b) 営業秘密侵害事件に巻き込まれた場合の留意点

万が一、営業秘密侵害事件に巻き込まれた場合の留意点は以下の通りである。

- ・知財関連訴訟手続において、インドの司法当局に提出する全ての文書は、当事者を代理する正当な権限をもつ代理人の署名・捺印が必要である。また、緊急に文書を提出する場合もあるため、署名権限を有する代理人をインド国内に置くことが望ましい。
- ・一方で、裁判手続と比較して、営業秘密の秘密性が保持されやすい仲裁の利用も有用と考えられる。

(v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

インドにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票回答を基にして整理した。

インドの裁判所は、様々な状況における営業秘密に関する問題を十分に認知し、保護を

¹⁷⁸ 前掲注 16869 では、「従業員が守秘義務に抵触した場合に、想定される損害賠償額及び懲罰的損害賠償額を超える多額の違約金について規定した契約についても、その超過部分について無効となる可能性がある。」と言及している。

¹⁷⁹ 前掲注 16869 では、「退職後に秘密保持義務を課す範囲が著しく広範囲であるような場合には、取引を制限する契約条項として無効となる可能性がある」が、「当該規定が、裁判所によりインド契約法上の規定に違反するとして無効であると判断される可能性があるものの、契約の相手方に心理的な拘束を与えられる点にメリットがある」と言及している。

与えているという認識を持っている。

また、営業秘密の定義に関しては広く解釈される傾向にあるとのことである。

さらに、別の観点からは、現段階において知財事件における損害賠償に関する判断は発展期にあるといえ、損害賠償の運用については未成熟であるとの評価があった。

営業秘密保護に関する各国法制度比較表

	中国	インド	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム
営業秘密保護に関する制立法	反不正競争法(1993年成立、2017年改正)	なし(契約又はコモローに基づく保護)	知的財産法、改正刑法、消費者法など各種法律等で保護	営業秘密法(2000年成立、別法及び競争法でも保護)	営業秘密法(2002年成立、2016年改正)	知的財産法(2005年成立、2009年改正)競争法、民事訴訟法の規定適用あり
営業秘密保護に関する解釈基準、ガイドライン他	「原告は民事訴訟の判断に適用する法律に開示する権利を認め、(2007年)以下(司法解釈)という。」「国家工務行政管理局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則(1998年)」等	なし	なし	なし	「営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生者の規則(B.E.2550)」「産業関連の営業秘密管理に関する職業者の規則(B.E.2547)」「産業を営業秘密として登録するための基準等に関する職業者の規則(B.E.2547)」	知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法律、知的財産法の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の運用の規則(2006年法律)「産業財産分野における行政処分に関する2013年政令」等
営業秘密の定義	①公衆に知られていない ②権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①情報の開示が所有者に損害を与えるか又は競争者等を利用することとなる情報 ②情報の所有者が、当該情報が秘密である、つまり、原則としてすでに公知となっていないもの ③権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①一般に公衆に知られていない情報 ②事業分野において利用でき経済的価値を持つもの ③営業秘密の所有者によって秘密が守られているものと定義(営業秘密法第1条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であることにより、合理的な努力を要する手段を採っている情報 と定義(営業秘密法第3条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であることにより、合理的な努力を要する手段を採っている情報 と定義(営業秘密法第3条)	①陽的投資、知的投資から得られた情報 ②営業秘密として利用可能な情報 ③営業秘密として利用可能な情報 と定義(知的財産法第4条(2))
営業秘密保護の民事救済手段	可能(民法通則第119条) *仮処分申請も可能	可能(John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd.事件など) *暫定的禁止命令も請求可能	可能(Air Philippines Corporation vs. Pennwell Inc.事件など) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第1条) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第202条) *仮差止め命令も請求可能	可能(知的財産法第202条)
刑事救済	可能(刑法第219条)	可能(1872年インド契約法第73条、第74条)	可能(Fits v. Kimes Food International, Inc.事件など)	可能(営業秘密法第33条) *懲罰的補償の規定あり	可能(知的財産法第202条)	可能(知的財産法第202条)
行政救済	可能(反不正競争法第21条)	規定は存在しないが、適用可能性あり(Narayano Kimark v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件では刑法第408条等への適用見及)	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業財産分野における行政処分に関する2013年政令第22条第1項、競争法第41条)
証拠収集に関する規定	民事訴訟法(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院令第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	他の者が独力で開示(M/A Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors.事件)など	規定なし	規定なし	規定なし	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第53条第3項等) 裁判官等は関係者に対し更なる証拠の提出を命ずる(民事訴訟法第97条第2項(2)等)
営業秘密侵害事案の国境措置	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第53条第3項等) 裁判官等は関係者に対し更なる証拠の提出を命ずる(民事訴訟法第97条第2項(2)等)
過去5年間の営業秘密侵害の件数(推定件数)	265件(188件) 63件(45件)	17件(9件) 申立があつて審理とされた事件が2件	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし 刑事訴訟法第199条第1項(2)等
裁判外の紛争解決	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし	行政救済なし	行政救済なし	仲裁や調停で紛争解決が可能(知的財産法第198条第1項(d))
営業秘密侵害事案の特徴	・権利者による民事訴訟の立証が困難(但し刑事・行政訴訟の場合、証拠収集で公安機関や工商官の協力が見られる) ・証拠収集の難しから、人民法院では証拠保全や証拠収集が利用される ・司法鑑定や技術調査が活用可能	・仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし	行政救済なし	行政救済なし	侵害事案の発生及び証拠保全、又は侵害事案の発生及び証拠保全の困難が可能な知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年政令第34条)
営業秘密侵害訴訟の主な争点	秘密性 ・営業秘密侵害 ・権利者類似、合理出所に關して	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・原告主張・権利の適切性 ・営業秘密侵害 ・損害賠償額	・営業秘密の保護要件
日本企業の進出にあたる実務上の留意点	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結し、訴訟で争点に提出する外国の資料等は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得	・秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)
その他	・国家秘密保護法で定められた国家秘密の定義(これは「外国企業の営業秘密が中国で国家秘密とされる可能性は低い」) ・医薬品の臨床試験データは営業秘密としても保護される可能性がある	・2016年に竣工生産者産業政策推進局から発表され、営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとした「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得	・侵害者との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非開示条項を盛り込むこと ・侵害者との競争上の優位性の取得

II. 途上国における偽物医薬品等の模倣品による健康・安全被害の状況調査

1. はじめに

模倣品の氾濫は、企業の適正な国際競争を歪め、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させ、消費者の企業ブランドに対する信頼を低下させる。これに留まらず、偽物医薬品や安全基準を満たさない模倣部品は、健康や安全への被害など消費者自身の利益を直接的に損なうものであり、国民の安心・安全という観点からも重大な脅威になる。

そこで、深刻化する偽物医薬品等の模倣品被害の実態についてその全てを網羅することは困難であるものの、本調査では、偽物医薬品を含む模倣品による健康・安全被害の実態について報告するとともに、あり得べき解決策について検討を加えることとする。

2. 途上国における偽物医薬品等の模倣品による健康・安全被害の実態

(1) アフリカ地域

- 「2013年、サハラ以南のアフリカで、低品質の抗マラリア薬に起因して、122,350人の5歳以下の幼児が死亡したと見積もられている¹。この数値は、この地域の5歳以下の幼児の死亡者の3.75%を占める。」²
- 「WHOの推計によれば、アフリカだけでも偽物医薬品により毎年100,000人が死亡している。」³
- 「1995年に髄膜炎の流行中に偽の髄膜炎ワクチンを受けた人が5万人を超え、2500人が死亡し、多くの人々に永久的な障害が残った。」⁴ (ニジェール)
- 「マラリアを含む様々な病気の治療のために、患者が偽のジアゼパムを服用していることが発見された。偽のジアゼパムの錠剤にはジアゼパムは全く含まれておらず、抗精神病薬ハロペリドールが1錠剤当たり10mg～20mgの範囲で含まれていた。ハロペリドールの既知の副作用の1つは、顔面等における重度の制御不能な筋肉痙攣であるところ、偽のジアゼパムを服用した患者は、顔面痙攣等を呈していた。」⁵ (コンゴ)

¹ Renschler et al. 2015, The American Journal of Tropical Medicine and Hygiene 92: 119–26.

² Public health interventions to protect against falsified medicines: a systematic review of international, national and local policies (Health Policy and Planning, 31, 2016, 1448–1466)

³ Jocelyne Sambira, 'Counterfeit drugs raise Africa's temperature', Africa Renewal (May 2013)

⁴ Substandard drugs: a potential crisis for public health (Br J Clin Pharmacol. 2014年8月、78(2): 218-243) の「Potential consequences of substandard drugs」の項 <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4137817/>

⁵ Counterfeit medicines killing people and brands (December 13, 2016) <https://www.raconteur.net/business/counterfeit-medicines-killing-people-and-brands>

(2) アジア地域

- 「2008年の最初の5ヶ月間に150人が重度の低血糖（血糖値の急激な低下）により入院し、4人が死亡、7人に重度の脳損傷が残った。被害者は、糖尿病の治療に使用されるグリブライドを大量に含む偽造の勃起不全の治療薬を服用していたと伝えられている。」⁶（シンガポール）
- 「100名以上の心臓病患者が、パンジャブ・インスティテュート・オブ・カージオロジカル・インスティテュートによる偽造降圧薬⁷の投与後に死亡した。」⁷（パキスタン）
- 「アルテミシニン、ペニシリン、およびジスロマックの偽の抗マラリア薬および抗生物質は、今日ミャンマーで販売されている最も一般的な偽造品であり、消費者にとって重大な結果をもたらしている。病気になる多くの人は、しばしば効果的な治療にアクセスすることができない。また、ミャンマーの多くの医薬品は処方箋なしで容易に入手できるため、偽造品が患者に届くのを阻止することは困難である。」⁸（ミャンマー）
- 「2007年、偽造薬（spurious drugs）に関連して、Maharashtraで4名の死亡が報告された。また、2012年にはKashmirにおいて、肺炎の治療に用いられた規格以下（substandard quality）のセフトリアキソンにより、300人の幼児の死亡が報告された。」⁹（インド）

(3) 世界規模

- 「国際政策ネットワーク（International Policy Network）の報告によれば、全世界で70万の人々が、偽造薬（抗マラリア及び結核）で死亡しているとされる。」¹⁰
- 「国際刑事警察機構（インターポール）によれば、偽物医薬品によって年間100万人以上が死亡しているとされており、偽物医薬品を含む模倣品ビジネスが国際的な犯罪組織の巨大な資金源となっているとされる。」¹¹

⁶ Growing threat from counterfeit medicines(Bulletin of the World Health Organization Volume 88, Number 4, April 2010, 241-320) <http://www.who.int/bulletin/volumes/88/4/10-020410/en/>

⁷ Counterfeit medications. https://en.wikipedia.org/wiki/Counterfeit_medications

⁸ Counterfeit medicines and Global Health Security (May 13, 2015) <http://www.bifurcatedneedle.com/new-blog/2015/5/13/counterfeit-medicines-and-global-health-security>

⁹ Current Scenario of Spurious and Substandard Medicines in India: A Systematic Review (Indian Journal of Pharmaceutical Sciences, January - February 2015) <http://www.ijpsonline.com/articles/current-scenario-of-spurious-and-substandard-medicines-in-india-a-systematic-review.pdf>

¹⁰ Current Scenario of Spurious and Substandard Medicines in India: A Systematic Review (Indian Journal of Pharmaceutical Sciences, January - February 2015)

¹¹ Counterfeit Drugs Kill 1 Mn People Annually: Interpol (Natalie Southwick, 24 October, 2013) <http://www.insightcrime.org/news-briefs/counterfeit-drugs-kill-1-million-annually-interpol>

- 「世界中の 500 名以上の子供たちが、エチレングリコール（すなわち不凍剤）で汚染された偽造咳止めシロップで亡くなった。」¹²

3. 途上国における医薬品以外の製品等の模倣品による健康・安全被害の事例

(1) アジア地域

- 「2013 年、タイの男性が、壁のコンセントに挿した状態で通話をした際に感電死してしまうなど、過去数年の間に iPhone アダプターの模倣品によって感電死する事件も発生している。その後の調査で、タイの国家放送通信委員会（NBTC）によれば、アダプターの模倣品が不適切な状態で包装されていたことが原因であったと結論づけた。」¹³（タイ）
- 「インド自動車部品工業会（ACMA）の調べによると、インドにおける模倣品自動車部品の割合は 37%であり、3 分の 1 以上が模倣品。そして、自動車事故の多くが模倣部品を使用したことに起因し、年間 2 万 5400 人が死亡、9 万 3000 人が負傷というデータも公表されている。」¹⁴（インド）
- 「2003 年頃、東南アジアのある国では、偽物ベアリングによるオートバイ事故で年間約 2 万人が亡くなっている。」¹⁵（東南アジア）

(2) 南米

- 「ベアリングの模倣品は広く流通している。外見は真正品と同様であっても品質が悪い製品が多く、ベアリングの模倣品に起因したと思われる事故の報告も少なくない。ベアリングの模倣品は、消費者の安全の観点からも大きな脅威となっている。」¹⁶（ペルー）

(3) その他

- 上記以外の模倣品として、コンタクトレンズを含む偽物プラスチック製品、半導体製品等による被害が報告されている¹⁷。

¹² The Health and Economic Effects of Counterfeit Drugs (American Health & Drug Benefits 2014 Jun; 7(4): 216–224.) <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4105729/>

¹³ 「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（政府模倣品・海賊版対策総合窓口,2017 年 6 月, 5 頁）
<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170623001/20170623001-2.pdf>

¹⁴ 「JETRO ニューデリー事務所 知的財産権部の活動紹介」（特技懇 269 号,2013 年 5 月, 62 頁）
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/269/269kiko2.pdf>

¹⁵ 「特許庁 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン 模倣品被害レポート事例集 偽パーツ篇」
<http://www.jpo.go.jp/mohouhin/24fy/campaign/report04.html>

¹⁶ 「模倣品の国際流通にかかる実態調査～模倣品ベアリングの事例」（日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部,2013 年 3 月, 6 頁）<https://www.jetro.go.jp/world/ipinfo/aa4c371e355ae30b.html>

¹⁷ （総説的な説明として）Bikoff, J.L. et al. 2015, 「Fake it 'til we make it: regulating dangerous counterfeit goods」

- また、例えば、点火プラグ、フィルター、フロントガラスなどの自動車関連部品があり¹⁸、エアバッグの模倣品についても、事故事例は報告されていないものの、その危険性が指摘されている¹⁹。
- さらに、水銀、鉛、ヒ素、シアン、尿、ネズミの糞等を含む化粧品が皮膚の炎症のみならず、高血圧や不妊も引き起こしている例が報告されている²⁰。

4. 考察

以上のとおり、アジア・アフリカ・南米地域をはじめ世界中において偽物医薬品、あるいは粗悪な模倣品による健康・安全被害の実態・事例が報告されているが、当然のことながら、実際の被害規模はこれをはるかに上回るものと考えられる。偽物医薬品を含む模倣品ビジネスが国際的な犯罪組織の巨大な資金源となっていることも踏まえ、世界保健機関（WHO）もインターポールと協力の上偽物医薬ビジネスによって巨額の利益を上げる犯罪組織の撲滅に取り組んでいるところであるが²¹、世界的な模倣品拡散の防止及び排除が望まれるところである。

この点、非正規サイトからインターネットを通じて購入される医薬品のうち50%以上が偽物医薬品であるとの報告も WHO よりなされているとおり²²、このような模倣品拡散の背景には、インターネットを含むデジタル環境における知的財産侵害行為の拡大も考えられる。

今後は、当該問題の解決の糸口を探すために、TRIPS 協定に規定される知的財産権の行使（エンフォースメント）の実効性確保、及びインターネットを含むデジタル環境におけるエンフォースメントの強化が重要と考えられるところ、各国におけるインターネットを用いた流通経路等の実情や、各国政府、国際機関による対策について、より詳細に調査することが重要と考えられる。

なお、正規品の価格が高ければ高いほど、模倣品の販売による利益は多く見込めるところ、特に医薬品については国による価格差が大きい²³。ただ、これは特許製品のみならずジェネリック品についても同様の傾向が見られることから、特許制度の問題というよりは、むしろ医薬品流通経路の問題であると見るべきである。その意味で、適正な価格での医薬品流通制度の整備は、医薬品アクセス問題のみならず、偽物医薬品による被害の軽減にも貢献

Journal of Intellectual Property Law & Practice, 2015, Vol. 10, No. 4, http://www.ecta.org/uploads/press-doc/fake_it_til_we_make_it.pdf

¹⁸ 「インドネシア、タイ、シンガポールにおける模倣品流通実態調査」（日本貿易振興機構 シンガポールセンター,2009年4月,14頁）

<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/indonesia3.pdf>

¹⁹ 「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（政府模倣品・海賊版対策総合窓口,2017年6月,15頁）
<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170623001/20170623001-2.pdf>

²⁰ 「The very real danger of fake cosmetics from China」, MashableAsia, <http://mashable.com/2015/11/10/fake-makeup-china/#6apl7ZVv1Pql>

²¹ <http://www.who.int/bulletin/volumes/88/4/10-020410/en/>

²² 前掲脚注6参照。

²³ Health Action International (NGO) http://www.haiweb.org/medicineprices/pdf/lowest_priced_generics_all%20countries.pdf

しうると考えられる。

Ⅲ. 中国とインドネシア知財制度動向並びに

医薬品アクセスに対する新薬メーカーの貢献

日本製薬工業協会

藤井 光夫

1. はじめに

昨年より中国は、知的財産制度も含めた医薬品行政にかかる制度について、新薬の研究開発促進も意識した内容で、大幅な改善を目指し始めた。これに対して、インドネシアは2016年に改正特許法を施行したが、医薬品については、特許権を制限する方向となっている。

一方で発展途上国における医薬品への不十分なアクセス及び顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases、NTDs)に代表される研究開発が進まない疾患に係る課題について、知的財産制度と絡めて国際機関を中心に議論されている。

欧米に後れを取っている部分があるものの、日本の新薬メーカーもこの課題を解決すべく官民パートナーシップ等も利用しながら種々の活動を行っている。

中国及びインドネシアの相反する知財制度動向、並びに特許等の知的財産権とは必ずしも関連しない日本の新薬メーカーの医薬品アクセスに係る課題に対する取り組みを紹介する。

2. 中国知財動向

(1) 中国国家食品薬品监督管理局の政策案

(a) 概要

中国国家食品薬品监督管理局(CFDA)は2017年5月11日及び12日に医薬品医療機器に関するイノベーション促進ための政策案を公表し、パブコメ募集を行った。それは以下の4項目に関する政策案である。中国が、国を挙げて新薬の研究開発に取り組もうとする様子が見えてくる。

- ・ 発明者の権利保護 (公告 2017 年第 55 号)¹
- ・ 臨床試験に関する規則 (公告 2017 年第 53 号)²
- ・ 医薬品医療機器の承認審査 (公告 2017 年第 52 号)³
- ・ 医薬品と医療機器ライフサイクル管理の強化 (医薬品承認取得者の法的義務の明確化等) (公告 2017 年第 54 号)⁴

¹ 中国国家食品薬品监督管理局 公告 2017 年第 55 号、<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0087/172606.html> (最終アクセス日: 2018 年 3 月 5 日)

² 中国国家食品薬品监督管理局 公告 2017 年第 53 号、<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0087/172568.html> (最終アクセス日: 2018 年 3 月 5 日)

³ 中国国家食品薬品监督管理局 公告 2017 年第 52 号、<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0087/172567.html> (最終アクセス日: 2018 年 3 月 5 日)

⁴ 中国国家食品薬品监督管理局 公告 2017 年第 54 号、<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0087/172569.html> (最終ア

これらの内、発明者の権利保護について以下紹介する。

(b) 発明者の権利保護の関する政策案

発明者の権利保護について、以下の4項目の制度について、制度化又は改善する方針案が公表された。

- ・パテントリンケージ
- ・データ保護
- ・政府当局の秘密保持義務
- ・医薬品目録（中国版オレンジブック）の作成

パテントリンケージについては、以下の制度案となっているが、米国のパテントリンケージ制度を参考にしている様である。

- ・(新)医薬品の承認申請するものは関連する特許情報を申告する。
- ・(後発) 医薬品を販売しようとする者で、特許にチャンレンジしようとする者は、非侵害の宣言を行い、(後発) 医薬品の承認申請から 20 日以内に特許権者に通知する。特許権者は当該 (後発) 医薬品が特許を侵害していると判断した場合は、通知受領から 20 日以内に提訴し、医薬品承認審査機関に連絡する。
- ・提訴があった場合、医薬品承認審査機関は 24 カ月間 (後発) 医薬品の承認を停止する。24 カ月の間に特許非侵害の判決があれば、(後発) 医薬品を承認する。
- ・(後発) 医薬品を販売しようとする者が非侵害の宣言をしない状況で、特許権者が提訴した場合、裁判の状況に従い、(後発) 医薬品の承認を停止する。
- ・(後発) 医薬品上市後の特許訴訟の場合は、裁判所の判断に委ねる。

データ保護については、新薬承認日から起算し、後発品を承認しない期間について、以下の様な期間を定める制度案となっている。

- ・革新的新薬：6 年
- ・革新的希少疾患及び小児適用医薬品：10 年
- ・改良希少疾患及び小児適用医薬品：3 年
- ・革新的バイオ医薬品：10 年
- ・特許チャレンジに最初に成功した海外でも上市されている後発医薬品：1.5 年

EU、米国又は日本で新薬承認日から1年以内に中国で承認申請した場合に上記データ保護期間が設定されるが、1年経過後に中国で申請した場合は、1年を超えた期間を、上記期間から差し引いた期間となっている。但し、差し引いた期間が1.5年未満になる場合は1.5年のデータ保護期間が設定される制度案となっている。

なお、データ保護に関する制度案では、予防目的のワクチンが含まれるか不明確である。参考までに、日本でデータ保護と同じ効果のある再審査期間は、新薬承認日から起算し、

後発品の承認申請できない期間に該当するので、新薬の再審査期間 8 年では後発品の承認審査期間の大凡 1 年を加算した 9 年程度後に、後発品が承認されることになる。

政府当局の秘密保持義務については、営業秘密と承認申請データに対する秘密保持義務と義務違反については罰則と違反者を公表することが計画されている。

パテントリンケージ制度に合わせて医薬品目録の作成も計画されている。新医薬品、改良医薬品、後発医薬品の分類毎に、有効成分、剤型、薬効、承認を受けている者等の情報と特許とデータ保護の情報を医薬品目録に掲載することを計画している。

これらの政策案・制度案は現時点では、総論的であり今後順次細部について制度案が公表される見込みである。

(c) 医薬品目録（中国版オレンジブック）案

CFDA は医薬品目録案を 2017 年 9 月 4 日に公表し、パブコメ募集を行った⁵。医薬品目録に記載すべき知財関連項目案として、医薬品承認番号、特許番号、特許の種類、特許満了日、特許の取り下げ、特許延長、データ保護の種類、データ保護満了日が挙げられている。中国では特許期間の延長制度が無いにも拘らず、特許延長の項目がある、案公表時点では、やや不可解な内容であったが、後述するが、その後に、特許延長制度を試行することが公表された。

2017 年 11 月 28 日には、具体的な各社製品の特許情報が記載された医薬品目録のリスト案も公表された⁶。

(d) 医薬品登録管理弁法案

2017 年 10 月 23 日には医薬品登録管理弁法案が公表され、パブコメ募集がされた⁷。知財関連として、パテントリンケージ制度とデータ保護制度を設けることとしているが、詳細は別途定めるとなっている。

(e) 中国国家政策公表

中国中央政府の公式報道サイト新華社は、2017 年 10 月 9 日に中国国家政策を公表した⁸。知的財産制度に係る主たる項目は以下のようなものである。

- ・ 医薬品目録を正式に発行する。
- ・ パテントリンケージ制度を実行する。
- ・ 特許期間補償制度を試行する（一部の新薬を選んで、臨床試験及び審査により遅延された期間を適切に補償する）。

⁵ 中国国家食品薬品监督管理局 公告 2017 年第 100 号、<http://www.cde.org.cn/news.do?method=viewInfoCommon&id=313999>（最終アクセス日：2018 年 3 月 5 日）

⁶ 中国国家食品薬品监督管理局 庁字〔2017〕42 号、<http://www.cde.org.cn/news.do?method=viewInfoCommon&id=314144&from=singlemessage&isappinstalled=0>（最終アクセス日：2018 年 3 月 5 日）

⁷ 中国国家食品薬品监督管理局、<http://www.sfda.gov.cn/WS01/CL0050/178900.html>（最終アクセス日：2018 年 3 月 5 日）

⁸ 新華社、http://www.gov.cn/xinwen/2017-10/08/content_5230105.htm（最終アクセス日：2018 年 3 月 5 日）

- ・データ保護制度の改善及び実行。
- ・定期的に、新薬の特許満了、特許無効情報を公表し、後発薬の使用を促進する。

(2) 産業界の対応

上述してきた中国政府の政策案及び制度案に対して、日米欧の新薬メーカー業界は協働して対応を行ってきた。全体を通して、今回の政策案を歓迎したが、幾つかの点について改善・再検討を要望する意見書を提出した。以下その内容について紹介する。

(a) パテントリンケージ

他の制度案についても同様であるが、現時点では総論的な内容であり詳細についての案の公表はない。米国及びカナダ等では、既にパテントリンケージ制度が長く運用されているので、これらの国の特許情報の提供と公表、後発メーカー側の非侵害の意見書等の手続きを紹介しながら、類似の手続きを導入するように要望した。

一方で、特許権者の通知受領から 20 日以内に提訴するのは、現在の中国プラクティスからすれば短すぎる。特に、海外の証拠には公証人・領事館認証が必要なので、海外の者が対応するのは極めて困難な状況にある。米国、カナダ及び韓国と同様な 45 日程度に修正することを要望した。

(b) 医薬品目録（中国版オレンジブック）案

医薬品目録案については専利法等の他法との関係が不明確であった。特に、案には特許延長、特許期間補償の専利法で定められていない項目の記載があったため、これらの不明確な点について明確にするように要望した。

また、バイオ医薬品が目録に掲載すべき対象か不明確であり、全ての新薬を掲載対象とすること、及び手続き的な点において、目録は極力リアルタイムにアップデートされるべきであり、それを前提としてリストに掲載する情報の提供方法、提供時期、更新の時期等の明確化を要望した。

(c) データ保護

データ保護について、EU、米国又は日本での新薬承認から 1 年以内に中国で新薬承認申請を行わなければ、データ保護期間が短縮されることになる。大企業ならばともかく、中小企業にとっては厳しい条件であり、再検討を要望した。

また、治療薬のみを対象とし、予防を目的とするワクチンがデータ保護の対象ではないとも解釈できる内容であり、ワクチンを対象とすることを明確化することも要望した。

(3) まとめ

上述の様に、中国は、国を挙げて新薬の研究開発に取り組もうと、種々の制度の制度化及び改善を計画している。実態は必ずしも明確ではないが、実際に中国国内企業による新薬承認申請も幾つかされているようである。

今後も引き続き、種々の関連する制度案が公表され意見募集されることが予想されるが、日米欧の新薬メーカー業界は協働して、中国における新薬の研究開発環境を改善するために、引き続き対応していく予定である。

3. インドネシア知財動向

(1) 改正特許法概要

インドネシアは2016年8月26日に以下の内容を含む改正特許法を施行した⁹。

- ・ 既知の物の新たな用途、あるいは既存の化合物の新たな形態は特許対象外
- ・ コンピュータ・プログラムのみにより構成される方法は特許対象外
- ・ 特許権の効力の例外
 - (i) 外国で販売されている医薬品の輸入行為
 - (ii) 特許満了後の薬事承認または販売を目的とした、特許が満了する前の5年の期間内の医薬品の製造
- ・ 特許維持年金に関する改正

改正前は、維持年金の支払い期限後も維持年金の支払いが可能で、3年続けて維持年金の支払いがない場合には、特許は無効とみなされた。特許無効後、特許権者には支払わなかった3年間分の維持年金を支払う義務が生じていた。このインドネシア独特の制度が廃止された。

- ・ 付与後異議申立制度が導入
- ・ 医薬品に係る強制実施権
- ・ 遺伝子資源または伝統的知識の出所開示義務
- ・ 政府利用：国家の防衛や保安に関する技術、公共のための緊急性のある技術（医薬品、食の安全性確保）

現在、本法のための政令を検討中のようであり、まだ不明確な点も残されているが、中国とは逆方向の特許権を制限している改正特許法について、新薬メーカー業界の視点から問題点を紹介する。

(2) 医薬品関連条項

(a) 特許実施義務

インドネシア改正特許法第20条では、特許権者は、インドネシア国内において製品を製造または製造方法を使用する義務を負い、その製品の製造または製造方法の使用は技術移転、投資及び／又は雇用を伴わなければならないとされた。国内実施義務に違反した場合には、検察官又は国益を代表する第三者により特許無効（132条）または強制実施権が設定される。この様に、改正特許法第20条は、輸入のみでは実施とは認めない輸入品を差

⁹ WIPO Law of the Republic of Indonesia No. 13 of July 28, 2016, on Patents, <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=16392>（最終アクセス日：2018年3月5日）

別している制度であると考えられる。

(b) 第二医薬用途等

インドネシア改正特許法第4条では「既知の製品の新たな用途」、および「効力の著しい増加を提供しない公知化合物の新しい形（塩、結晶等）」が特許保護対象外とされ、第132条では、これらに該当する場合、特許は取り消されることが定められた。2016年改正法以前、公知化合物の第2医薬用途は特許保護対象であった。しかしながら、改正特許法第4条は、新規性、進歩性、産業上利用可能性があったとしても第2医薬用途を特許保護の対象とは認めないものであり、特定技術分野の差別に該当するものと考えられる。

(c) 医薬品特許権侵害の例外規定（1）

インドネシア改正特許法第167条では、「インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であって、当該医薬品がある国において合法的に市場に出されているものを、現行法規に基づいて輸入する場合」は特許権侵害とならないとされた。旧法第135条(a)項では、「インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であって、当該医薬品が正当な特許権者によりある国において既に市場に出されているものを、現行法規に基づいて輸入する場合」と定められていたが、旧法の「正当な特許権者により」が「合法的に」に置き換えられて、いわゆる国際消尽の場合のみならず、特許のない国で特許権者以外のものにより販売された医薬品を輸入する場合も、民事上も刑事上も非侵害と解釈できる。本規定は、インドネシアでの医薬品の価格が国際市場よりも高い場合に、医薬品を適正価格で入手するために、医薬品に主に適用することを目的としているようである。

(d) 医薬品特許権侵害の例外規定（2）

医薬品特許権侵害の例外規定、いわゆる Bolar 条項として旧法第135条b項で定められていた「インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品を、特許期間満了前の2年間の間に、当該特許の保護が満了した後の販売許可の手続のために製造する場合」が、改正特許法第167条においては、その適用期間が2年から5年に延長された。インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品を、特許期間満了前の5年間の間は、当該特許の保護が満了した後の販売許可の手続のために製造することは特許権侵害とならない。後発医薬品の準備に時間がかかること、及び、特許満了まで上市しないのだから特許権者に影響はないはず、というのが2年から5年に延長された理由のようであるが、Bolar 条項において期間を定める理由が明確ではなく、特許期間中にストックをする行為も想定されているようである。

(e) 遺伝資源と伝統的知識

改正特許法第26条では、出願人は遺伝資源と伝統的知識のオリジンの記載義務が課せられ、記載義務違反は無効理由（第132条）になる。改正特許法第26条は、新規性、進歩性及び産業上利用可能性を超える要件を課していると考えられる。

(f) 強制実施権

改正特許法第 93 条では、強制実施権の範囲が、以下を含むよう拡張された。

- 1) ヒト疾患の治療目的で、インドネシアの特許権を使用して、医薬品を生産するための強制実施権
- 2) ヒト疾患の治療目的で、インドネシアでまだ製造していない場合に、インドネシアの特許権を使用して、医薬品を輸入/生産するための強制実施権
- 3) ヒト疾患の治療目的で、LDC 及び途上国の要請により、インドネシアの特許権を使用して、インドネシアで医薬品を製造し要請国に輸出するための強制実施権

不実施、利用関係、公共の利益を理由とする強制実施権（第 82 条）とは別に、医薬品について特別に強制実施権を認める規定が設けられたが、第 82 条の場合は 1 年以上の交渉努力、特許登録から 3 年経過後の不実施等の条件が定められているが、改正第 93 条の「ヒト疾患」の医薬品については条件に関する記載がなく、また「ヒト疾患」は政令で定義するとのことである。現時点ではその運用が不明確であると言わざるを得ない。

(3) まとめ

インドネシアは、医薬品アクセスを改善することを重要な目的の一つとして特許法を改正したようである。しかしながら、特に途上国特有の疾患について特許が存在することは少なく、あったとしても新薬メーカーは多くの場合、権利行使を控えると考えられる。従って、その効果は極めて限定的であり、むしろ、このような政策は、新薬メーカーのインドネシアへの投資を抑制する方向に働く恐れがある。

上述の様に、本法のための政令を現在検討中のようであり、上述の問題点が、多少なりとも改善されることが望まれる。

4. 医薬品アクセスに対する新薬メーカーの貢献

(1) 医薬品アクセスに対する新薬メーカーの貢献

発展途上国における医薬品への不十分なアクセス及び顧みられない熱帯病 (Neglected Tropical Diseases, NTDs) に代表される研究開発が進まない疾患に係る課題について、国際機関を始めとして、種々の場で議論されている。

世界保健機関 (WHO) によると、エイズ、結核、マラリア並びに NTDs は世界で 10 億人を超える患者がいると推測されており¹⁰、その多くが発展途上国及び貧困層に集中している。これらの課題解決のためには、保健医療システムや医療保険制度などの医療基盤の強化、必要な医薬品・ワクチンを確実に患者に届けるための流通システムの整備、さらにはこれらの疾患を対象とする新薬・ワクチンの創出の環境整備等のインフラ整備及びそのイ

¹⁰ 熱帯地域を中心に蔓延している寄生虫や細菌による感染症は、これまで先進国から主要な疾患と考えられてこなかったことから、顧みられない熱帯病 (Neglected Tropical Diseases, NTDs) と呼ばれている。WHO によると、デング熱、狂犬病、トラコーマ、ブルーリ潰瘍、トレポネーマ感染症、ハンセン病、シャーガス病、睡眠病、リーシュマニア症、囊尾虫症、ギニア虫感染症、包虫症、食物媒介吸虫類感染症、リンパ系フィラリア症、河盲症、住血吸虫症、土壌伝播寄生虫症が NTDs と定義されている。

ンフラを支える人材の育成など、様々な対策が必要となる。

途上国の医薬品アクセスに関する基本的な問題として、医薬品を売ることにより得られる利益により、全ての医薬品に対するニーズを満たすための研究開発資金を調達することは不可能であることがある。このために、研究開発できる新薬は限られてくる。

日米欧の新薬メーカーは、官民パートナーシップ等によりこの問題を解決するための活動を行っている¹¹。欧米に後れを取っている部分があるものの、日本の新薬メーカーもこの問題を解決すべく種々の活動を行っている。

以下、日本の新薬メーカーのこれらの課題に対する取り組みを紹介する。なお、より詳細はこちらをご参照頂きたい¹²。

(2) 医薬品アクセスに対する日本の新薬メーカーの貢献

(a) 三大感染症および顧みられない熱帯病

三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）等の感染症と顧みられない熱帯病に代表される開発途上国の貧困層で蔓延している疾患の新薬開発は不十分な状況である。世界で10億人を超える患者がいると推測されている。

この課題を解決するためには、製薬業界を含めた官民パートナーシップをはじめ、世界の保健医療の改善に携わるあらゆるステークホルダーとの協働を通じた柔軟な対応が必要となる。

日本においても、発展途上国が抱えているこのような問題を官民の連携により解決すべく動き始めている。日本発の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金（Global Health Innovative Technology Fund、「GHIT Fund」）¹³は2013年に設立され、民間企業もメンバーの一員として活動している。官民がパートナーシップを組み、共同で資金を拠出して設立した世界初のグローバルヘルス研究開発に特化した基金である。医薬品、ワクチン及び診断薬の研究開発と製品化に向けて、日本と海外の共同研究開発プロジェクトに対して助成している。

2018年2月現在、新薬メーカー16社（アステラス、中外、第一三共、エーザイ、富士フイルム、塩野義、武田、大塚、シスメック、グラクソ・スミスクライン、ジョンソン・エンド・ジョンソン、協和発酵キリン、メルク、田辺三菱、ニプロ、大日本住友）がパートナーとして参画している。

新薬メーカーが有する新薬開発に係る技術の強みを活かし、開発途上国の感染症に対する新薬創出を目指し、現在多数のテーマが動いている。

その他、エーザイ、武田、アステラス、塩野義、大塚、大日本住友等の各国及び国際機関等との30件程度のパートナーシップがあるが、詳細は日本製薬工業協会 グローバルヘルス 三大感染症および顧みられない熱帯病（Neglected Tropical Diseases, NTDs）¹⁴をご参

¹¹ 国際製薬団連合会（IFPMA） Health Partnerships, <http://partnerships.ifpma.org/pages/>（最終アクセス日：2018年3月5日）

¹² 日本製薬工業協会 グローバルヘルス, <http://www.jpma.or.jp/globalhealth/>（最終アクセス日：2018年3月5日）

¹³ GHIT ファンド： <http://ghitfund.org/>（最終アクセス日：2018年3月5日）

¹⁴ 日本製薬工業協会 グローバルヘルス 三大感染症および顧みられない熱帯病（Neglected Tropical Diseases,

照頂きたい。

(b) 非感染性疾患

心筋梗塞や脳卒中などの心臓血管病、がん、ぜんそくや肺気腫などの慢性肺疾患、そして糖尿病などを非感染性疾患（NCDs）と総称している。

非感染性疾患は、死亡原因の第 1 位を占め、2008 年の全世界の死亡者数 5,700 万人の 63% に当たる 3,600 万人が、非感染性疾患を原因としている。そのうちの 80%を占める 2900 万人は発展途上国における死亡者である¹⁵。

新薬メーカーは、現在世界各国で販売されている NCDs を対象とした数多くの新薬を創出してきたが、現在も NCDs 分野の新薬創出に向けた研究開発に引き続き注力している。

途上国への対応としてエーザイは、新規抗がん剤へのアクセスを向上させるため、患者さんの所得水準に合わせた複数の段階的価格を設定（Tiered Pricing）を実施している。

武田は、国際 NGO プロジェクト・ホープと連携し、「IDEEL (International Diabetes Education E-Learning Program)プログラム」を他国へ導入する活動を支援している。「IDEEL プログラム」とは、途上国の医療従事者に向けての、糖尿病に関する e ラーニングである。

(c) 薬剤耐性菌

1980 年代以降、病院内を中心に新たな薬剤耐性菌の脅威が増加している。日本においても、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、バンコマイシン耐性腸球菌、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクターといった薬剤耐性菌による医療関連感染症が広がり、市中感染型も増加している。死亡者数は 2050 年までに全世界において、がんによる死亡者数より多い年間 1000 万人に上ると推定されている。

塩野義は、2010 年に日本で感染症薬適正使用推進室を立上げ、感染症治療薬の使い方の重要性を医療従事者と議論している。現在、台湾、中国およびシンガポールの子会社にも組織を立ち上げ、医療従事者ともディスカッションを開始し、感染症薬の適正使用の推進に向けて正しい知識の普及を実施している。富山化学は、新しいマクロライド系抗菌剤「T-4288」（一般名：ソリ スロマイシン）を開発している。既製品のマクロライド耐性の肺炎球菌、マイコプラズマに対し強い抗菌活性を有している。

(d) 医療システム強化支援

医薬品アクセスの向上には、能力開発に関する実務指導及び教育訓練も重要である。新薬メーカーは、医薬品へのアクセス及び保健医療の向上のため、ステークホルダーとの連携の下、能力開発に関する実務指導及び教育訓練を実施・支援している。医薬品の製造や品質管理に関する技術指導、医療従事者の能力向上及び社会インフラ/医療インフラと衛生・疾患に対する知識の向上などが含まれる。

以下、日本の新薬メーカーの行っている活動を紹介する。

NTDs)、<http://www.jpma.or.jp/globalhealth/ntds/index.html> (最終アクセス日：2018 年 3 月 5 日)

¹⁵ World Health Organization, "Global Action Plan for the Prevention and Control of Non-Communicable Diseases 2013-2020"

- ・武田は、保健医療人材の育成・強化のために「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」を通じて、アフリカにおける保健医療人材の育成・強化をはかる寄付プログラム「タケダ・イニシアティブ」を実施している。
- ・アステラス及びエーザイは、WHO-TDR（熱帯病医学特別研究訓練プログラム）を通じ、自社海外拠点などに発展途上国よりフェロー（研修生）を受け入れ、臨床開発における能力開発の研修を提供している。
- ・エーザイは、インドにおいて、認知症の早期発見・早期治療を促すために、全国でメモリークリニック（もの忘れ外来）の開設を支援し、医師の教育プログラムや疾患の啓発に努めている。
- ・北里第一三共ワクチンは、ベトナムで初となる麻疹と風疹の混合ワクチンのベトナム国内製造への技術支援を行っている。
- ・第一三共は、インド、タンザニアにおける医師不足や病院へのアクセスが悪いなどの医療インフラが未整備な地域に貢献するために、移動診療サービスを実施している。
- ・大日本住友は、アフリカおよびアジアの数カ国において、マラリア制圧に向けた取り組みを支援している。NPO、現地政府、地域社会と連携し、ザンビア、タンザニア、インドネシアにおける蚊帳や簡易検査キットの配布や教育支援活動を行っている。
- ・大日本住友は、NPO と連携して、バングラデシュでは看護師育成プロジェクト、ハイチでは医師育成プロジェクトとともに結核検診プロジェクトへの協力をしている。
- ・塩野義は、総合ビタミン剤の売り上げの一部と全社員からの寄附をもとに、ケニア共和国ナロク県イララマタク地域の妊産婦・新生児・乳幼児の健康につながるよう、当地域の医療面での自立をサポートしている。
- ・「Action on Fistula」はアステラスが資金提供を行い、慈善団体であるフィスチュラ基金が実施している泌尿器疾患領域を対象とする3年間のプログラムである。プログラムが完了する2017年までに、ケニアにおいて1,200名以上のフィスチュラ患者の生活を改善し、その後も手術による治療を提供できるよう医師を研修することを目標としていた。

(e) 偽造医薬品対策

偽造医薬品の脅威は、世界的に増大している。流通量は750億ドルにも達していると言われ、途上国では医薬品流通量の10～30%が偽物であると報告されている。

また、サブスタンダード（規格外の）医薬品も課題である。合法的に製造されたものの、品質基準を満たしていないサブスタンダード医薬品は、重大な健康上のリスクをもたらしている。

世界の製薬企業29社がインターポールの偽造医薬品撲滅活動に対し資金助成し、啓発活動、司法当局の取り締まり、偽造医薬品発見のための能力開発等を実施している。日本企業として、アステラス、中外、第一三共、大日本住友、エーザイ、大塚、塩野義、武田が参画している。

世界の製薬企業33社が製薬防護研究所（PSI: Pharmaceutical Security Institute）の偽造医薬品撲滅活動（情報収集、法執行との連携、啓発活動）に対し資金助成している。PSIは、

インターポールに協力して偽造医薬品撲滅活動も行っている。PSIには、日本企業として、アステラス、中外、大日本住友、エーザイ、大塚、武田が参画している。

(3) まとめ

以上述べてきたように、日本をはじめ欧米の新薬メーカーは、医薬品アクセスを改善するために、新薬・ワクチンの研究とその環境並びに医療に関するインフラの整備に向けて官民パートナーシップ等を利用して種々の活動を行っている。これらの活動が、知財制度と関係することは少なく、知財制度を変えることが、これらの活動に寄与することは考えにくい。

現状、新薬に関する基礎研究はアカデミアでも行っているが、製品化のための開発能力を有しているのは、ほぼ新薬メーカーのみであり、医薬品アクセスを改善のためには新薬メーカーの開発能力及びそれに付随する経験と知見を最大限活用する仕組みが必要である。

そのためには、成功している新薬メーカーによる官民パートナーシップをモデルとして、そのアプローチをより活発にすることが現実的であると考えられる。

5. 終わりに

以上、中国とインドネシアの相反する医薬に係る知財制度の動向を紹介するとともに、必ずしも知財制度とは関係しない日本の新薬メーカーの医薬品アクセスの諸問題に対する取り組みを紹介した。今後の、医薬品に係る知財制度を考えるうえで多少なりとも参考になれば幸いである。